

第4次 東根市 男女共同参画社会推進計画 ～ 東根市ABCプランⅣ ～

東根市女性の職業生活における活躍の推進に関する計画
東根市DV防止基本計画

(令和4年度～令和8年度)



東 根 市

第4次東根市男女共同参画社会推進計画 ～東根市 ABC プランⅣ～ 策定にあたって

このたび、令和4年度を初年度とする「第4次東根市男女共同参画社会推進計画～東根市ABCプランⅣ～」を策定いたしました。

本市では、平成14年3月に「東根市男女共同参画計画 ～東根市ABCプラン～」を策定し、以来改定を行いながら当該計画に基づき、性別による固定的な役割分担意識の解消や、社会慣行の見直しに向けた意識改革の推進などの取り組みにより、男女共同参画社会を推進してきたところであります。

しかし、人口減少、少子高齢化社会が更に進行し、加えて感染症の流行や、ジェンダー平等に向けた世界的な潮流など、目まぐるしく変化していく社会の中にあり、将来にわたり持続可能で活力ある社会を構築するためには、男女共同参画社会の実現が改めて重要な課題となっています。

新たに策定された計画は、直近の市民意識調査の結果や国・県の動向、さらには本市におけるこれまでの成果と課題を検証した結果を踏まえたもので、本市の男女共同参画社会づくりの新たな指針となるものです。

男女共同参画社会の実現を目指して新たに策定した計画は、4つの基本目標と10の重点項目を掲げ、市民、事業者の皆様と協働し、また、関係機関の方々と連携しながら計画を着実に推進して参りたいと考えております。

最後になりますが、本計画の策定に当たり、貴重なご意見やご提言をいただいた男女共同参画推進懇談会の皆様をはじめ、市民意識調査にご協力いただいた市民の皆様に対し、心から感謝申し上げます。

令和4年3月

東根市長 土田 正剛

第4次東根市男女共同参画社会推進計画～東根市ABCプランⅣ～目次

第1章 計画策定に当たって

1 計画策定の趣旨	1
2 計画期間	1
3 計画策定の位置付け	1
4 計画策定の体制	2

第2章 これまでの取り組みと現状

1 施策の取り組み、成果と課題	5
2 社会情勢の変化	11
3 男女共同参画の動向	15

第3章 計画の基本的な方針

1 男女共同参画推進の基本的な考え方	35
2 目指す男女共同参画社会のすがた	36
3 施策体系	37
4 基本目標に基づく指標	38

第4章 基本目標ごとの施策の方向

基本目標Ⅰ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり	41
重点目標1 教育や広報媒体等を通じた男女双方の意識改革、多様性への理解の促進	42
重点目標2 若年女性がいきいきと暮らし働ける東根市の魅力の創出・発信	44
基本目標Ⅱ 誰もが能力を十分に発揮し働ける社会環境づくり	46
【東根市女性の職業生活における活躍の推進に関する計画】	46
重点目標3 ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の実現	47
重点目標4 労働の場における男女の均等な機会と待遇確保と各種ハラスメントの防止	50
基本目標Ⅲ 誰もが活躍できる地域社会づくり	52
重点目標5 政策・方針決定過程への女性の参画拡大	53
重点目標6 地域活動における男女共同参画の促進	56
基本目標Ⅳ 誰もが安全・安心に暮らせる社会づくり	58
重点目標7 あらゆる暴力を根絶するための基盤づくり【東根市DV防止基本計画】	59
重点目標8 安心して暮らせる環境整備	61

第5章 計画の推進

1 計画推進体制の整備	65
-------------	----

資料編	67
-----	----

第1章

計画策定に当たって

第1章

計画策定に当たって

1 計画策定の趣旨

本市では平成14年3月に、男女が共に人権を尊重し合う男女平等社会の確立を目指し「東根市男女共同参画社会推進計画～東根市ABCプラン～」(計画期間:平成13年度～平成22年度)を策定しました。(平成19年3月改訂版を策定。)その後、平成23年11月に「第2次東根市男女共同参画社会推進計画～東根市ABCプランII～」(計画期間:平成23年度～平成27年度)を、平成28年3月には東根市女性の職業生活における活躍の推進に関する計画を新たに加え「第3次東根市男女共同参画社会推進計画～東根市ABCプランIII～」(計画期間:平成28年度～令和3年度)を策定しています。

この度、第3次東根市男女共同参画社会推進計画の計画期間が終了となることから、これまでの取組み成果と課題、昨今の社会情勢の変化、本市の特徴や特性、市民意識調査の結果や、国の第5次男女共同参画基本計画と山形県男女共同参画計画の動向を踏まえつつ、今後の男女共同参画にかかる施策の方向を提示するため、「第4次東根市男女共同参画社会推進計画～東根市ABCプランIV～」を策定します。

ABCとは、アクション(Action)・ベーシック(Basic)・チャレンジ(Challenge)の頭文字で、市民みんなが基礎的なことに対し欲張らず、挑戦する気持ちで行動することを願い名付けたものです。

2 計画期間

令和4年度から令和8年度まで [5年間]

3 計画策定の位置付け

- (1) 「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づく「男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画」として位置付けます。
- (2) 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条第2項に基づく市町村推進計画として位置付けます。
- (3) 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項に基づく基本計画として位置付けます。
- (4) 「第5次東根市総合計画」の男女共同参画分野における具体的な施策の展開内容をあらわします。
- (5) 「第3次東根市男女共同参画社会推進計画～東根市ABCプランIII～」の内容を継承しつつ、これまでの取り組みを踏まえ、継続して取り組むべき施策や新たな課題に対応す

るための施策を総合的に展開し、今後の男女共同参画を推進するための行政の取り組み方や市民の関わり方を具体的にわかりやすくあらわします。

(6) SDGs（持続可能な開発目標）としての本計画の位置付け

SDGsとは、「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略称で、2015年9月の国連サミットで採択された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17の目標・169の達成基準から構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」社会の実現を目指し、社会・環境・経済にかかる様々な課題に総合的に取り組んでいくものです。

本計画においては、SDGsの目標5「ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る」について、計画全体の実行を通して貢献していくべき目標とします。また、計画内の取り組みのうち個別に各目標に関連しているものは、対応関係を表記しSDGsの実現に向けて各取り組みを進めるものです。



■ SDGs（持続可能な開発目標）

本計画に関連する目標（9つ）

- 1 貧困をなくそう
- 3 すべての人に健康と福祉を
- 4 質の高い教育をみんなに
- 5 ジェンダー平等を実現しよう
- 8 働きがいも経済成長も
- 10 人や国の不平等をなくそう
- 11 住み続けられるまちづくりを
- 16 平和と公正をすべての人に
- 17 パートナリーシップで目標を達成しよう

4 計画策定の体制

(1) 庁内組織

① 東根市男女共同参画推進本部

本部長 副市長
 副本部長 教育長
 本部長 部長職並びに課長職のうち女性職員

② 東根市男女共同参画推進本部幹事会

幹事長 総合政策課長
 副幹事長 生涯学習課長
 幹事 庶務課長、子育て健康課長、福祉課長、農林課長、商工観光課長、市民課長補佐、管理課長補佐

③ 東根市男女共同参画計画策定部会

庶務課職員係長、市民課市民係長、子育て健康課母子健康係長、福祉課福祉相談係長、農林課農政係長、商工観光課商工労政係長、管理課総務係長、生涯学習課生涯学習係長

④事務局

総合政策課職員

(2)市民参加の手法

①東根市男女共同参画推進懇談会

(任期：令和元年7月1日～令和4年6月30日)

会 長 高橋 京子

副会長 寒河江理方

委 員 浅野目知美、角川 千佳、斉藤 伸幸、東海林雅彦、橋本 裕介、尾藤 美紀

②市民意識調査

1、調査方法

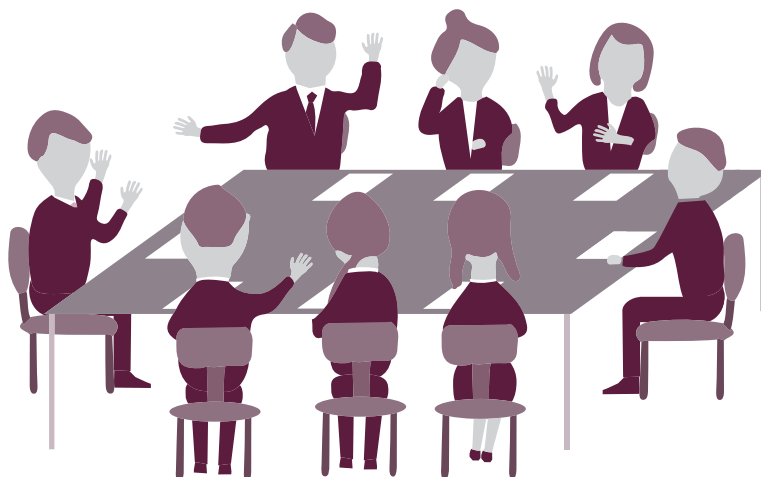
1) 調査地域：東根市全域

2) 調査対象：満18歳以上の男女1,560人（男780人、女780人）を住民基本台帳の中から無作為に抽出

3) 実施方法：郵送による調査票の配布、郵送又はインターネットによる回答

4) 調査期間：令和3年6月～7月

③パブリックコメントの実施による市民からの意見等の募集



第2章

これまでの取り組みと現状

第2章

これまでの取り組みと現状

1 施策の取り組み、成果と課題

第三次計画では、4つの基本目標を定め、基本目標ごとに重点目標を設定。その中でも特に優先的、重点的に取り組む部分については重点項目を設定し、計画期間の6年間において、計画の総合的かつ着実な推進を目指しました。

主な取り組みと今後の課題について以下のとおり振り返ります。

基本目標 I

男女共同参画社会実現への基本施策の推進

重点目標 1

男女共同参画社会推進計画に基づく総合的、計画的、体系的な取り組みをします

- ・進行管理と評価を行うため、男女共同参画推進本部幹事会、推進本部会議で計画の進行状況を検証しました。
- ・市男女共同参画推進懇談会において、市民の立場から意見をいただき、進行状況を検証しました。

【今後の課題について】

男女共同参画社会に対する幅広い理解を得るために、引き続き地域社会へ積極的に情報を発信し、持続可能でよりよい世界を目指すSDGs（ジェンダー平等を実現しよう）の理念を踏まえて、さらなる普及啓発に努めていきます。また、計画の進行状況についての検証や各種団体との連携を行い、継続した取り組みを行っていきます。

基本目標 II

男女共同参画社会実現への意識改革の推進

重点目標 1

人権とお互いの性を尊重します

- ・男女共同参画週間（6月23日～6月29日）にあわせ、意識啓発のための記事を市報や公民館だより、市ホームページへ掲載し、市庁舎ロビーでパネル展を実施しました。
- ・各地区の人権擁護委員を市報で紹介、通年で相談に応じる体制を整えているほか、「無料人権なんでも相談所」を6月・12月に開設し、相談体制・支援体制の充実を図りました。

- ・いじめや虐待を防ぐため、小中学校において、心の相談員等を配置する等、相談しやすい体制を整備し、早期発見・対応に努めました。
- ・男女間の暴力を防ぐため、関係機関と連携を密にし、専門職員による相談体制を整え、早期発見・早期対応に努めました。
- ・「女性に対する暴力をなくす運動（11月12日～25日）」において、ポスター掲示やチラシ配架をし、市報や市ホームページにも記事を掲載しました。
- ・DV等被害者を保護するため、住民基本台帳における「DV等支援措置」について、関係各課がきめ細かい対応を継続しており、事例等をもとに、随時、対応の改善やマニュアルの改訂を行っています。
- ・心と体の健康保持のため、電話や面談による心の健康相談、体の健康相談を実施しているほか、市ホームページに心の健康状態をチェックできる「こころの体温計」を開設しています。

【今後の課題について】

新たに性的マイノリティの人権などを理解し、取り組むべき課題もあることから、多様性と個性を認め合い、人権を尊重する意識の高揚がさらに必要です。

引き続き、人権擁護委員や法務局等の関係機関と連携した意識啓発や相談体制の充実を図り、子どもの頃からの意識付けとして、学校における人権教育の充実が必要です。

また、新たな感染症に起因する生活不安やストレスからのDVの深刻化が懸念されており、いじめや虐待、男女間の暴力等の早期発見や早期対応を図るため、こちらも同様に意識啓発や相談支援体制を充実させていくことが必要です。

重点 目標 2

性別による固定的な役割分担意識や社会慣行を見直します

- ・家庭内における固定的な役割分担意識の解消を図るため、認知症サポーター養成講座、家族介護教室を開催し、女性に負担が偏る傾向にある介護の分野において、男性の参加を促し、家庭内での役割分担についての意識改革を推進しました。
- ・学習機会を提供するため、地域公民館主催で女性講座や男性講座を開催しました。
- ・市報や各課で発行するポスター、チラシなどの刊行物において、従来の固定的な男女表現を無意識のうちに追認しないようにするため、性にとらわれない適切な表現や敬称、イラストなどに留意し発信しました。

【今後の課題について】

さまざまな学習機会を設け、情報発信を行うことで、意識改革を推進していますが、性別による固定的な役割分担意識は今もなお存在しているため、今後も引き続き、男性の家事・育児・介護への参画など、社会通念や慣習・しきたりにとらわれることのない意識の醸成を図っていく必要があります。

重点 目標 3

【重点項目】男女共同参画社会を推進する教育・学習の充実を図ります

- ・育児等への協力を促すため、マタニティ教室へ夫婦での参加を呼びかけ、父親の家事・育児への参加を促しました。
- ・認知症サポーター養成講座や家族介護教室を開催し、性別の役割によらない家庭内における協力の必要性について学習機会を設けました。
- ・女性が地域社会活動へ積極的に参画できるようにするとともに、男性が家事・育児へ参画できるようにするため、地域公民館主催で親子講座や女性講座等を開催しました。
- ・東根市民立大学「タントまなべ学園」において、男女共同参画に係る講演会を実施しました。また、タントまなべ学園実行委員会は、約6割が女性で構成されており、企画や運営にも積極的に関わっています。
- ・児童生徒の名簿は混合で作成し、授業や総合的な学習の時間において、男女の役割は平等であることについて学習しています。

【今後の課題について】

引き続き、さまざまな学習機会や情報を提供し、意識の高揚に取り組んでいく必要があります。

基本 目標 III

あらゆる分野での男女共同参画の推進

重点 目標 1

政策・方針決定過程への女性の参画を促進します

- ・役職にとらわれない登用や各団体への女性委員の推薦依頼などの取り組みを推進しましたが、女性委員の割合は、令和3年度で25.6%と目標値の40%には到達しておらず、女性委員がいない審議会等も存在しています。
- ・市行政における「女性の役付職員（係長以上）登用率」（一般行政職）については、令和3年度に23.7%となり、計画策定時の22.8%から向上がみられましたが、目標値の30%には到達していません。
- ・企業等において、組織の方針決定過程での女性の参画を進めるため、市企業連絡協議会加盟企業や関係機関に対して県主催の研修会（ウーマノミクス経済活性化塾、ビジネスウーマン交流会）の案内を送付し、参加を促しました。

【今後の課題について】

審議会等女性委員の登用目標を40%と設定していますが、審議会等の委員には、条例等において決定した役職の方があたる場合が多く、男性比率が高いことから、なかなか女性比率が向上しにくい状況にあります。しかし、各課で選任の裁量がある者における女性委員の

割合は、43.9%となっており、男女共同参画の意識付けは浸透してきていると考えられます。今後も一層、男女共同参画を推進していきます。

重点 目標 2

【重点項目】 地域活動における男女共同参画を促進します

- ・女性リーダー、若年層の育成を図るため、地域公民館において、地区婦人会や子供クラブ育成会等各種団体への支援を行いました。
- ・自治会活動においては、令和2年度以降、女性の区長は不在となっています。
- ・女性の視点に立った防災備品や備蓄食糧として、授乳用テントや乳児用ミルク、アレルギー対応食品等を積極的に購入しています。
- ・在住外国人の支援への研修として日本語学習支援ボランティア養成講座を実施しました。

【今後の課題について】

男女の区別なく地域活動へ参画できるよう環境の整備を行っていますが、自治会においては女性区長が推薦されていないことや、防災分野での女性の参画が少ないこと等から、依然として固定的な役割分担意識が存在しているため、今後も地域活動における男女共同参画の取り組みを継続していきます。

また、令和2年度の豪雨災害を教訓とし、避難所運営など地域防災においては、女性をはじめとした多様な主体が積極的に参画することについて理解と意識の醸成を進め、防災会議等、防災分野の意思決定過程への女性の参画を促進していきます。

重点 目標 3

農業分野等における男女共同参画を促進します

- ・女性認定農業者、女性農業士などの認定数拡大に向け、農協等の関係機関と連携し、啓発活動を実施してきましたが、女性認定農業者の人数は、計画策定時16名が、令和3年度では10名となり、目標の20名には到達しませんでした。しかし、女性農業士の人数は、計画策定時2名が、令和3年度には4名となり目標値4名を達成しました。
- ・新規就農者のフォローアップのための個別相談会を実施するなど、支援体制の充実を図りました。
- ・家族経営協定数の拡大に向け、認定農業者の募集と併せて啓発活動を実施しましたが、家族経営協定の締結数は、計画策定時の17件から令和3年度には12件となり、目標値の25件には到達しませんでした。家族経営協定数の中で女性を含む締結数は、計画策定時から4件を維持しています。

【今後の課題について】

女性農業士の人数は目標を達成している一方で、女性認定農業者の認定数は目標を達成していません。これは、農業者単位では男女共同参画が進む中で、家族農業が多い本市にお

いて、経営体単位では未だ男性が代表者になることが多いことを表しています。固定的役割分担意識や社会慣行の見直しを図りながら、誰もが魅力を感じる農業を推進するとともに、男女の区別なく活躍できる環境づくりを進めていく必要があります。

基本 目標Ⅳ

誰もが働きやすい環境整備の推進

重点 目標1

個性と能力が発揮できる就労環境の確立と支援をします

- ・東根市企業連絡協議会と連携し、研修会や講演会を実施しました。
- ・職場における性別による差別や妊産婦に対する不利益などの相談を受け付ける山形労働局雇用均等室のパンフレットを窓口を設置したほか、市ホームページに相談先を掲載し、職場における均等な機会確保のための啓発を行いました。
- ・女性のための全国一斉労働相談ホットラインの市報掲載、各種ハラスメントの相談を受け付ける山形労働局雇用均等室のパンフレットの窓口設置、相談窓口の市ホームページ掲載などにより、セクシュアル・ハラスメント防止の啓発を実施しました。
- ・女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定については、100人以上の市内事業所12社への調査の結果、全社が計画策定済でした。

【今後の課題について】

女性の職業生活における活躍を推進するため、企業に対して安心して働き続けられる就労環境や雇用環境の整備に関する普及啓発を継続的に行っていきます。

また、企業等における事業主行動計画の策定に係る相談に応じながら、その啓発及び支援を行っていきます。

重点 目標2

【重点項目】ワーク・ライフ・バランス (仕事と生活の調和) を推進します

- ・男性の家事・育児・介護参画についての社会的気運の醸成を図るため、マタニティ教室への夫婦での参加を呼びかけるとともに、家族介護教室などを開催しました。
- ・男性の育児参加を促すため、市内企業へ男性の育児休業取得率の調査を実施し、集約結果を送付すると同時に、ワーク・ライフ・バランスの推進に関するチラシ送付やイクボス同盟への参画促進を通じた普及啓発に努めました。男性の育児休業取得率（市内企業へのアンケート調査）では、計画策定時3.1%が、令和3年度調査時17.3%になり、目標値13%を達成しています。
- ・保育所等整備、放課後児童クラブの充実や多様な保育需要に対応する各種子育て支援策により、女性の社会進出と共働き世帯の就労、育児の両立を支援しており、保育所等の定員について、計画策定時の810人が令和3年度には、1,193人となり、目標値1,000人を達成しました。

【今後の課題について】

男性の育児休業取得率が目標値に達しましたが、さらに育児休業の取得を対象者や事業所へ促すため、今後も制度の普及啓発に向けた取り組みを行うほか、年次有給休暇等も同様に取得促進を図るなど、働き方の見直しへの啓発が必要です。

また、保育所等の整備を進めてきたことにより、保育所等の定員の数値目標は達成しましたが、今後とも就労と育児・介護の両立支援を図るために、ニーズを把握し、多様な行政サービスを展開し、働きやすい環境づくりを支援していきます。

重点目標 3 多様な働き方への支援をします

- ・ コワーキングスペースにて、テレワークをする人が働きやすい環境を提供しており、テレワークの事例等についての講座、女性起業者向けセミナーや相談会を開催しました。
- ・ コロナ禍において、テレワーク等の多様な働き方に対応するため東根市オンライン化等環境整備事業支援補助金を創設しました。
- ・ 関係機関と連携し、職業訓練の充実や資格取得について情報提供を行いました。

【今後の課題について】

テレワークや在宅ワーク等の働き方の普及は、男性の家事・育児への参画を促す好機でもあることから、この機会を捉え、働き方改革と男性の家事・育児参画の取り組みを前へと進めていくことが重要です。

【第3次計画における数値目標について】

目標	数値目標	計画策定時	目標値 R3年度	R3年度
基本目標Ⅲ あらゆる分野での男女共同参画の推進	審議会等における女性の登用率	24.9%	40%	25.6%
	市行政における女性の役付職員(係長以上)登用率※一般行政職	22.8%	30%	23.7%
	女性認定農業者の人数	16名	20名	10名
	家族経営協定の締結数	17件	25件	12件
	女性農業士の人数	2名	4名	4名
基本目標Ⅳ 誰もが働きやすい環境整備の推進	やまがた子育て・介護応援いきいき企業への認定事業所数	41社	60社	(R2) 13社※
	男性の育児休業取得率	3.1%	13%	17.3%
	保育所等の定員	810人	1000人	1,193人

※県において、令和2年度から新規募集・更新を実施していません。

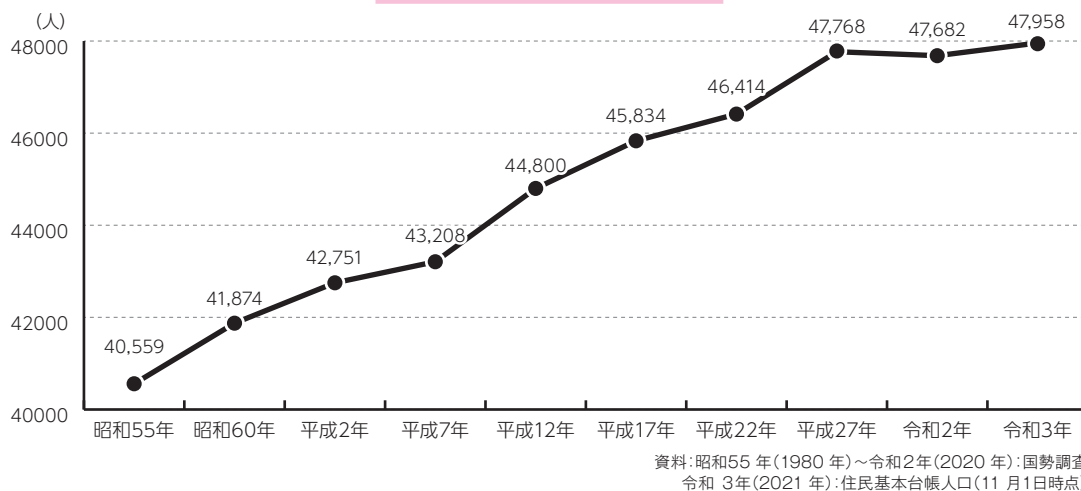
2 社会情勢の変化

(1) 東根市の人口等の推移

我が国の総人口は、少子高齢化の急速な進展により、平成20年をピークに人口減少の局面に入り、令和2年の全国の合計特殊出生率は1.34と平成28年から低下し、今後も急減すると見込まれています。

本市の定住人口は、昭和52年（1980年）から増加し、令和2年（2020年）の国勢調査では47,682人となっています。令和3年（2021年）には、さらに増加し、47,958人となっています。

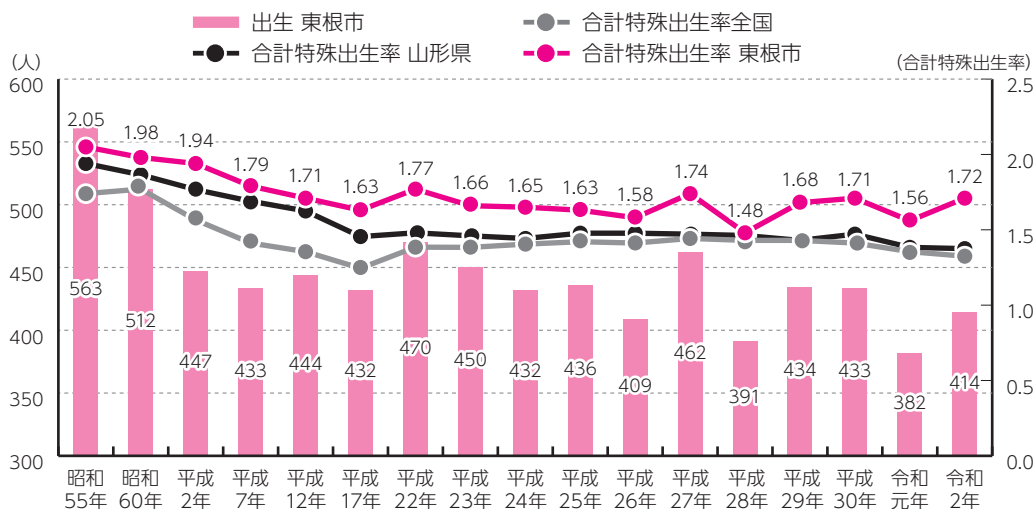
東根市の定住人口の推移



出生数と合計特殊出生率の推移

本市の出生数は平成2年（1990年）以降、約450人前後で推移していましたが、平成24年（2012年）以降は、年ごとにバラつきがあるものの全体的には減少傾向となっています。

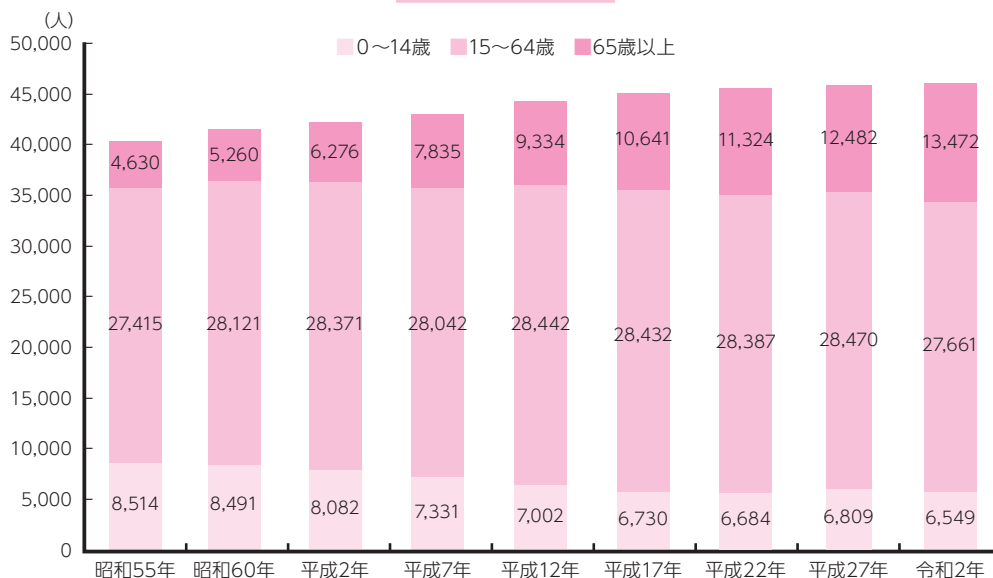
合計特殊出生率については、出生数に伴い微減傾向ではあるものの、全国や県の平均よりも高い数値で推移しています。



(2)高齡化の進行

日本の高齡化は、世界に類を見ない速さで進んでおり、本格的な高齡社会が訪れています。本市の令和2年の老年人口は、13,472人で構成比は28.3%となっており、構成比は平成27年（2015年）の国勢調査との比較では2.2ポイント増加しています。

年齢別人口



資料:昭和55年(1980年)~令和2年(2020年):国勢調査

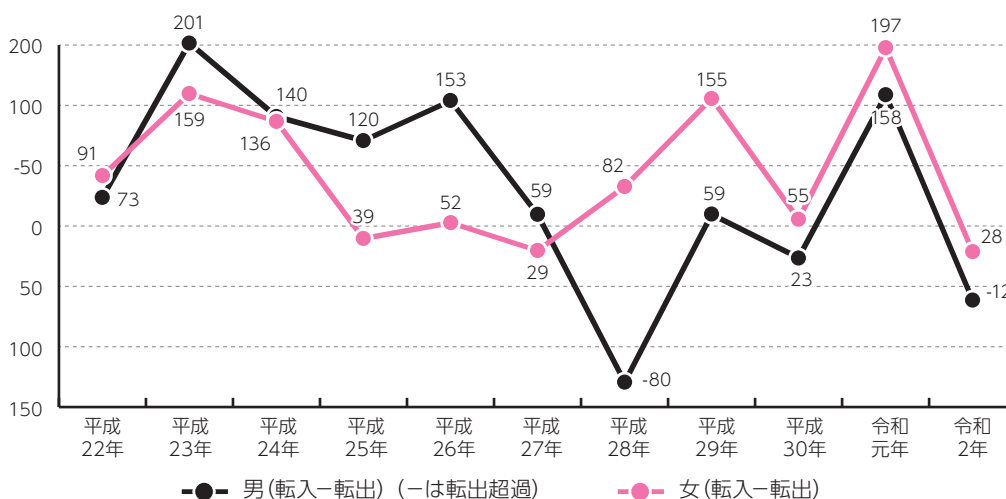
(3)社会増減の状況

①男女別転入転出総数（転入超過数）

平成28年と令和2年に一時的に、男性が転出超過（転出者数が転入者数を上回る状態）となりましたが、それ以外は、転入超過（転入数が転出数を上回っている状態）となっています。

また、平成28年以降は、女性の転入超過数が、男性の転入超過数を上回る傾向となっています。

男女別転入超過数(転入-転出)

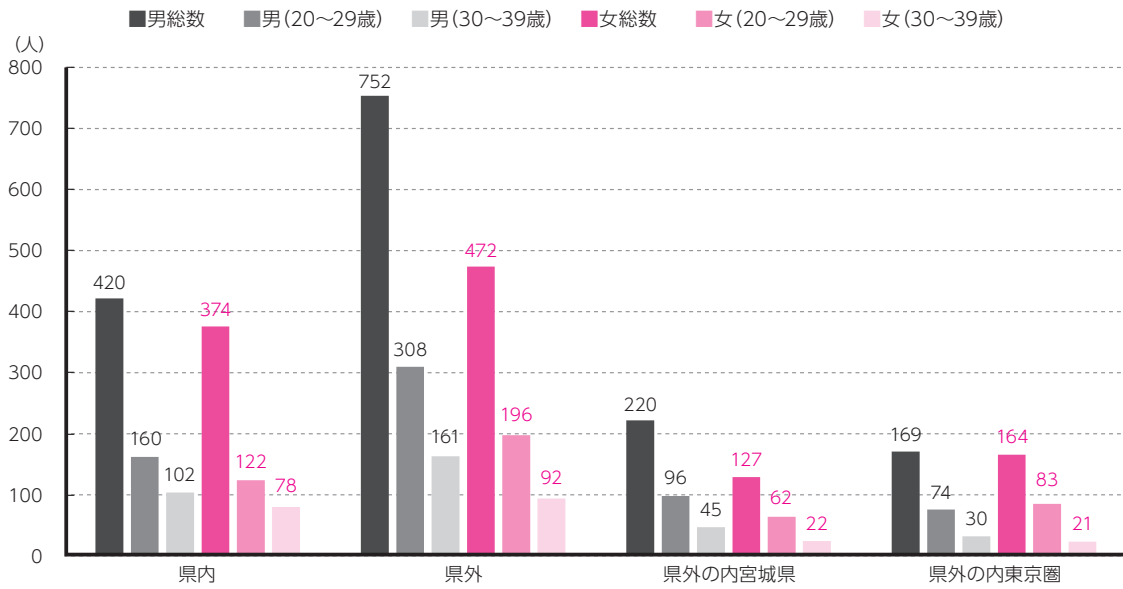


資料:総務省「住民基本台帳人口移動報告」

②移動後の住所地別転出者数

令和2年（2020年）の移動後の住所地別転出者数をみると、県内転出よりも県外転出が多くなっています。さらに、県外転出のうち、宮城県と東京圏への転出者数が半数以上となっており、女性の移動先をみると、宮城県より東京圏への転出が多くなっています。年齢別では、20～30歳代の転出数が6割を超えています。

移動後の住所地別転出者数



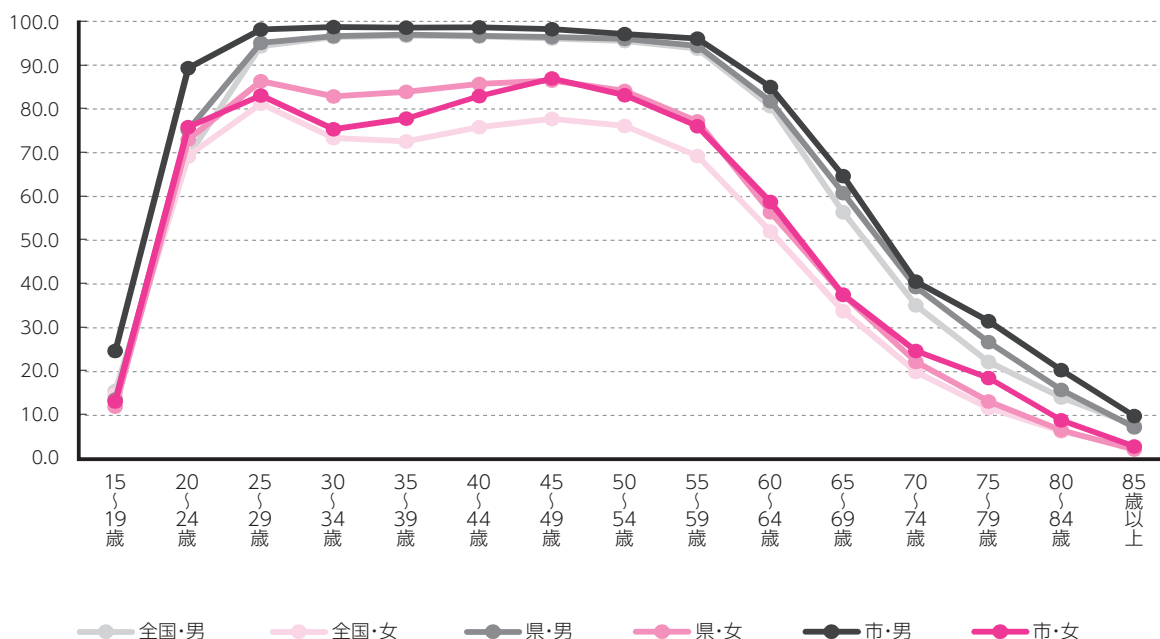
資料：総務省「住民基本台帳人口移動報告（2020年）」



(4)女性の労働力の現状

労働力率のグラフは、男性が台形型を描くのに対し、女性は子育て期に当たる30歳代を底とするM字カーブを描く傾向にあります。本市でも30～34歳代を底としたM字カーブの傾向が見られます。また、女性の労働力率は全国と比較すると、全ての年代で高い傾向にあり、育児や介護をしながら働いている女性の割合が高い状態にあると考えられます。

年齢階級別労働力率



資料：平成27年度国勢調査

※M字カーブ

女性の労働力率（15歳以上人口に占める労働力人口（就業者＋完全失業者）の割合）は、結婚・出産期に当たる年代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇するという、いわゆるM字カーブを描くことが知られており、近年、M字の谷の部分の部分が浅くなってきています。

3 男女共同参画の動向

①世界の動向

平成27年(2015年)9月の国連サミットにおいて「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択されました。2030アジェンダでは、2016年から2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標として、17の目標(ゴール)・169の達成基準(ターゲット)から構成される「持続可能な開発目標(SDGs)」が掲げられており、地球上の「誰一人として取り残さない(leave no one behind)」ことが誓われています。SDGsでは、目標5に「ジェンダー平等を実現しよう(ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る)」が立てられ、女性に対する差別、暴力、有害な慣行に終止符を打ち、介護や家事などの無償労働を認識・評価し意思決定における参加とリーダーシップの機会を確保し、性と生殖に関する健康及び権利への普遍的アクセスを保証するためのさまざまなターゲットが掲げられています。

しかしながら、令和3年(2021年)3月に発表された、世界経済フォーラムによる「グローバル・ジェンダー・ギャップ指数」において、日本は156か国中120位と、先進国の中で最低レベル、アジア諸国の中で韓国や中国、ASEAN諸国より低い結果となりました。これは「経済」「政治」「教育」「健康」の4部門について、男女にどれだけの格差が存在しているかを分析して算出される指標で、日本は、特に「経済」と「政治」の分野において男女の格差が大きく、男女共同参画において取り組むべき課題は依然として多く残されています。

②国の動向

国は、平成11年(1999年)に「男女共同参画社会基本法」を制定し、男女共同参画社会の実現を「21世紀における最重要課題」と位置付けました。同法に基づいて、平成12年(2000年)には「男女共同参画基本計画」が策定され、男女共同参画社会の形成に向けて、総合的・体系的に施策を整備・展開することが目指されています。その後、5年ごとに男女共同参画基本計画は見直されており、令和2年(2020年)12月には「第5次男女共同参画基本計画」が策定されました。

第5次男女共同参画基本計画では、目指すべき社会として、次の4つが掲げられています。

- ① 男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会
- ② 男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
- ③ 仕事と生活の調和が図られ、男女がともに充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会
- ④ あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、SDGsで掲げられている包摂的かつ持続可能な世界の実現と軌を一にした取り組みを行い、国際社会と協調する社会

平成13(2001)年には、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(DV防止法)が施行され、配偶者からの暴力に関わる通報、相談、自立支援などの体制整備が盛り込まれました。平成27年(2015年)9月には、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(女性活躍推進法)が施行され、就学前児童や小学生の保育の充実、企業にお

ける女性の活躍状況の「見える化」の推進などのさまざまな取り組みが進められています。同年4月には「次世代育成支援対策推進法」が令和7年（2025年）3月まで10年間延長されており、女性が活躍しやすい環境の整備に向けて、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）のさらなる推進が強調されています。

また、災害に強い社会の実現に向けては、女性の視点からの災害対応を進める際に参照できるよう、令和2年（2020年）5月に「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」が作成され、基本的な考え方、平常時の備え、初動段階、避難生活、復旧・復興の各段階において取り組むべき事項が示されています。

③県の動向

県においては、「男女共同参画社会基本法」に基づき、平成12年度に「山形県男女共同参画計画」が策定され、平成14年度に「山形県男女共同参画推進条例」が制定されました。

計画については、平成17年度の改訂、平成22年度の新たな期間に係る計画策定後、5年ごとに計画が見直され、令和2年度には、新たな「山形県男女共同参画計画」が策定され、今後5年間（令和3年度から令和7年度）の行政の取り組み方や、県民のかかわり方が示されています。

新たな計画の推進にあたっては、3つの「基本の柱」を掲げ、9つの「施策の方向」を定めるとともに、あらゆる分野に女性の参画を促進し、女性の活躍を加速化するため、5つの重点分野を設け、取り組みを強力に推進することにより、男女共同参画社会の実現を目指すこととしています。

【目指す社会】

互いを認め合い、共に助け合い、誰もが希望する生き方で輝ける社会
～暮らし・仕事・地域で幸せになれる山形県～

【基本の柱】

- I 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり
- II いきいきと男女がともに活躍できる環境づくり
- III 安全・安心に暮らせる社会づくり

また、「山形県男女共同参画計画」の一部に「女性活躍推進法」に基づく、山形県の推進計画が位置付けられている他、「第4次山形県DV被害者支援基本計画」が策定されています。

④市民アンケートからみる本市の現状

1 調査方法等

- ◇調査名称 男女共同参画社会に関する意識調査
- ◇調査対象 住民基本台帳に登録されている満18歳以上の男女1,560人を無作為に抽出
- ◇調査方法 郵送又はインターネットによる回答
- ◇調査期間 令和3年6月10日～7月21日

第2章 これまでの取り組みと現状

2 回収結果

◇回収数 659 件（男性 305 件、女性 354 件）回収率 42.2%

3 調査項目

男女平等意識について

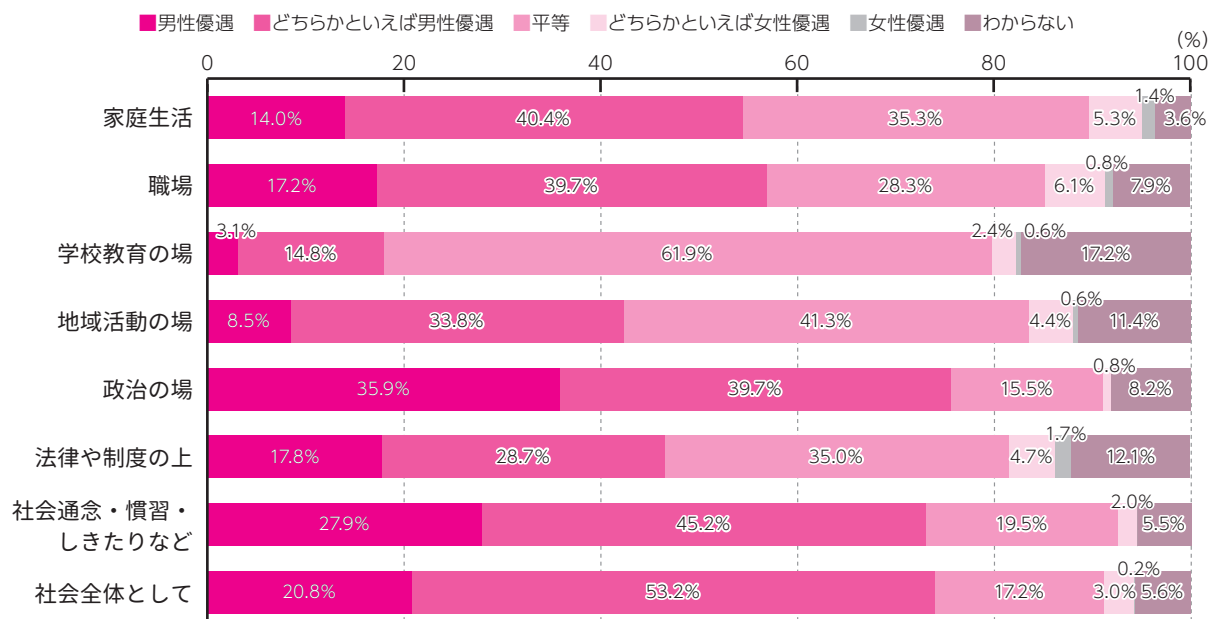
問1 あなたは、次にあげる分野で、男女の地位は平等になっていると思いますか。

男女の地位の平等意識については、「男性が優遇されている」と「どちらかといえば男性が優遇されている」を合わせた『男性優遇』では、「政治の場」が75.6%と最も高く、次いで「社会全体」（74%）、「社会通念・慣習・しきたりなど」（73.1%）となっています。

一方、「女性が優遇されている」と「どちらかといえば女性が優遇されている」を合わせた『女性優遇』では、どの分野でも1割を下回っています。『男性優遇』と『女性優遇』で最も差が見られたのは「政治」となっており、もっとも平等である分野は、『学校教育の場』となっています。

今回の調査結果は、平成27年の調査から特に大きな変化はみられませんでした。

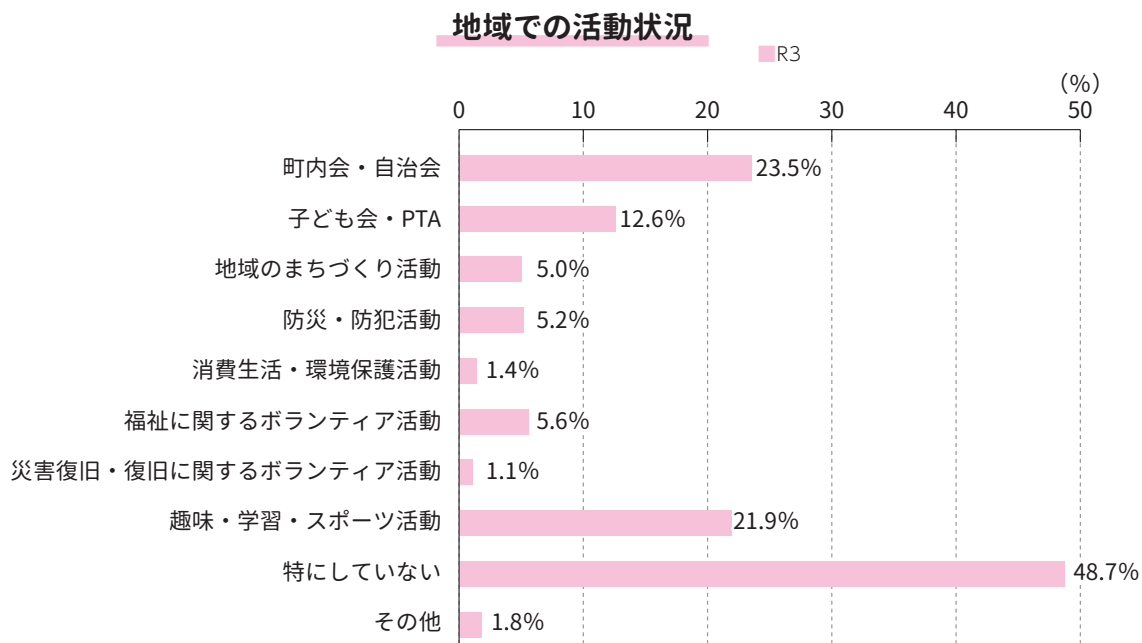
分野ごとの男女の地位



地域参加・社会参画について

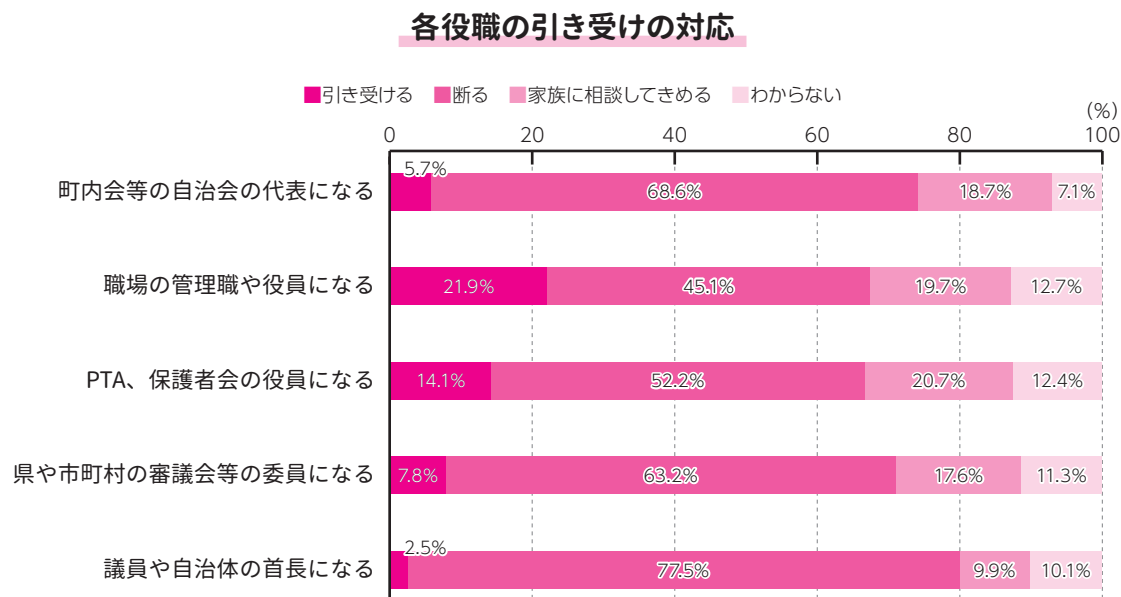
問2 あなたは現在、仕事以外に何かに参加又は活動していますか。(複数回答)

仕事以外の地域での活動について、半数近い人が「特にしていない」と回答しており、平成27年の調査時と同じく高い割合となっています。



問3 あなたは、次の役職について要請があった場合、引き受けますか。

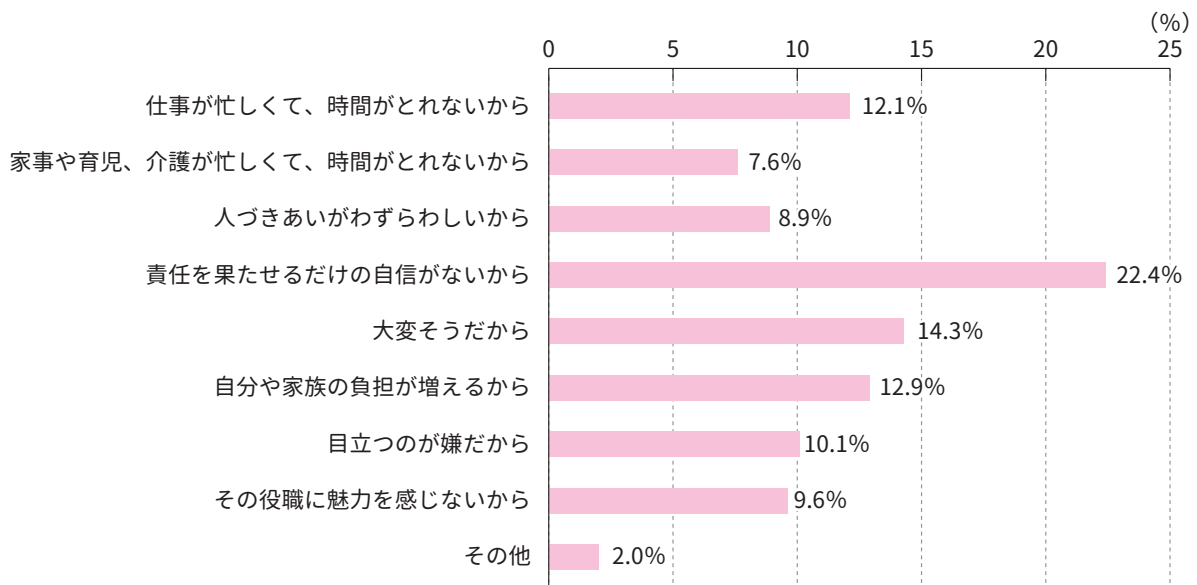
役職の要請があった場合の対応については、いずれの役職でも「断る」が最も高く、「議員や自治体の首長」では77.5%と最も高くなっています。「引き受ける」は、「職場の管理職や役員」で、唯一2割を超えています。



問 3-1 問3で「断る」と答えた項目があった方にお伺いします。
その理由は、どのようなことですか。あなたの考えに近いものをお答えください。(複数回答)

「責任を果たせるだけの自信がないから」が22.4%と最も高く、次いで「大変そうだから」(14.3%)、「自分や家族の負担が増えるから」(12.9%)となっています。

各役職を断る理由

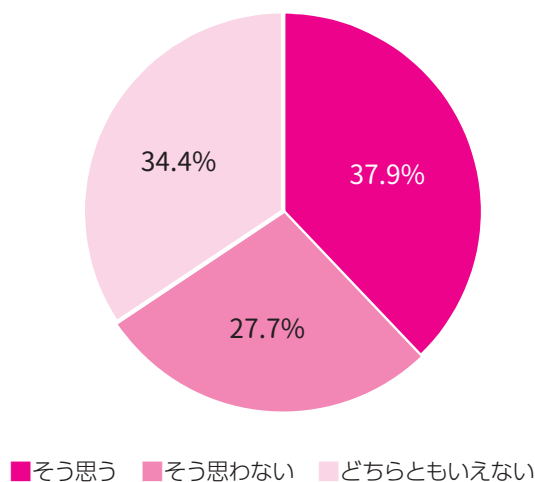


仕事と家庭の両立について

問 4 あなたは現在、家庭生活、仕事、地域活動のそれぞれに関わり、バランスのとれた生活を過ごしていると思いますか。

家庭生活、仕事、地域活動のそれぞれに関わり、バランスのとれた生活を過ごしていると思うかについては、「そう思う」が37.9%と最も高くなっており、次いで「どちらともいえない」が34.4%、「そう思わない」は27.7%となっています。

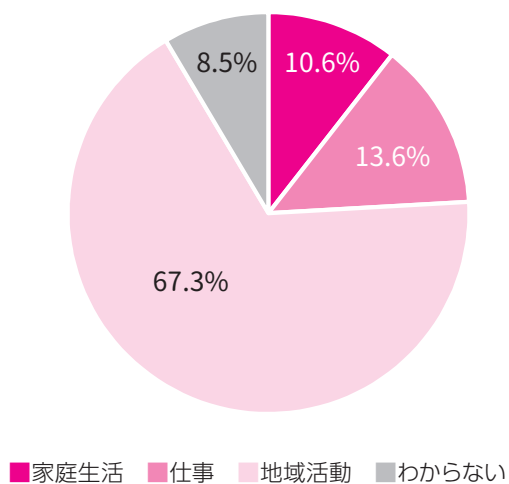
バランスの取れた生活をしているか



問 4-1 問4で「そう思わない」を選んだ方にお伺いします。
最も関わっていないと思うものを選んでください。

最も関わっていないと思うものについては、「地域活動」が67.3%と最も高く、次いで「仕事」が13.6%、「家庭生活」が10.6%となっています。

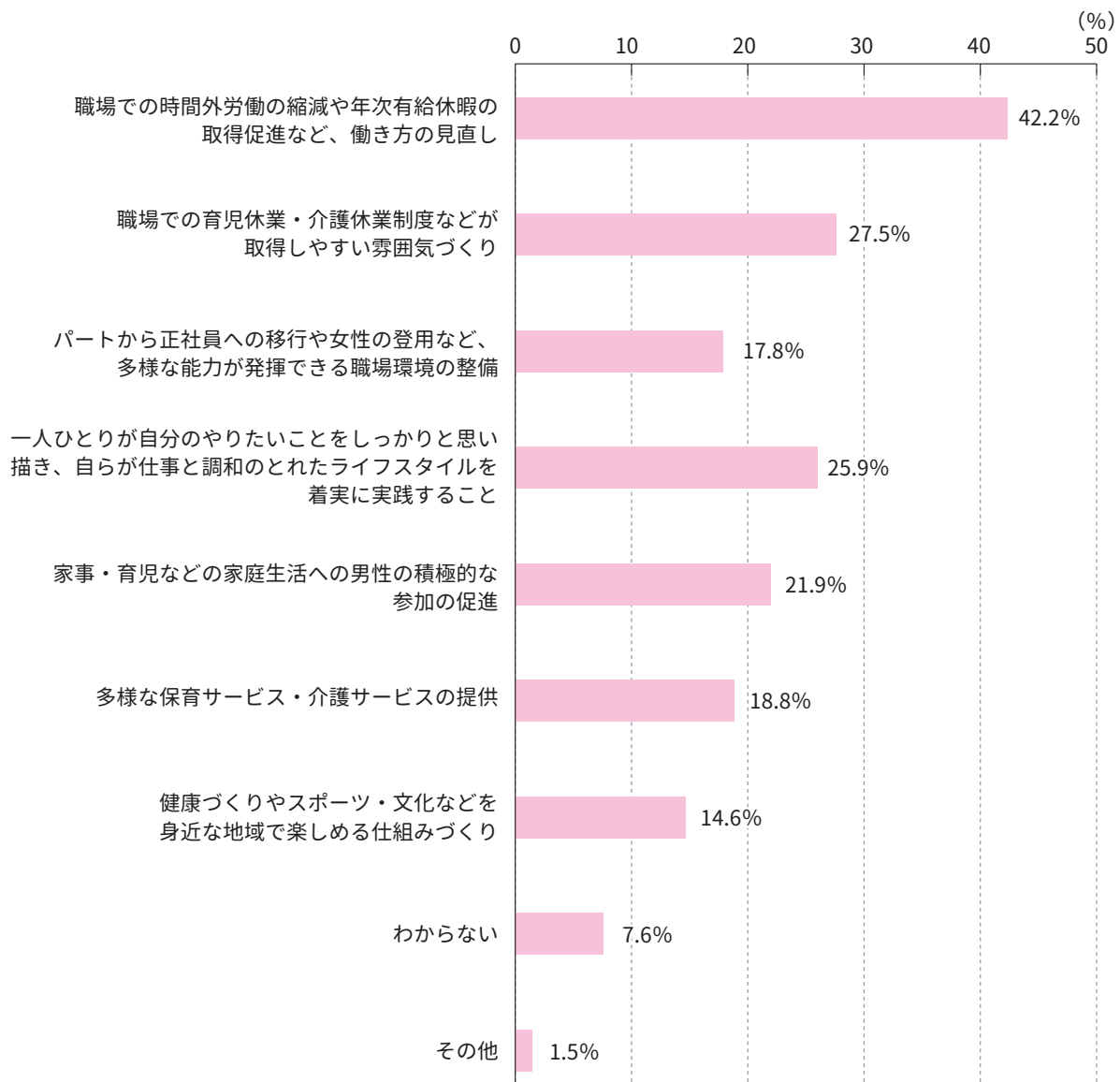
関わっていない活動について



問5 あなたは、仕事と生活の調和がとれるようになるには、どのようなことが必要だと思いますか。

生活と仕事の調和のために必要だと思うことについては、『職場での働き方の見直し』(42.2%) や『休暇が取得しやすい雰囲気づくり』(27.5%) など、職場環境の改善に関する割合が高く、次いで『自らが調和のとれたライフスタイルを実践すること』(25.9%) となっており、実践することへの必要性が、平成27年の調査時から10.4ポイント増加しています。

仕事と生活の調和がとれるようになるために必要なこと

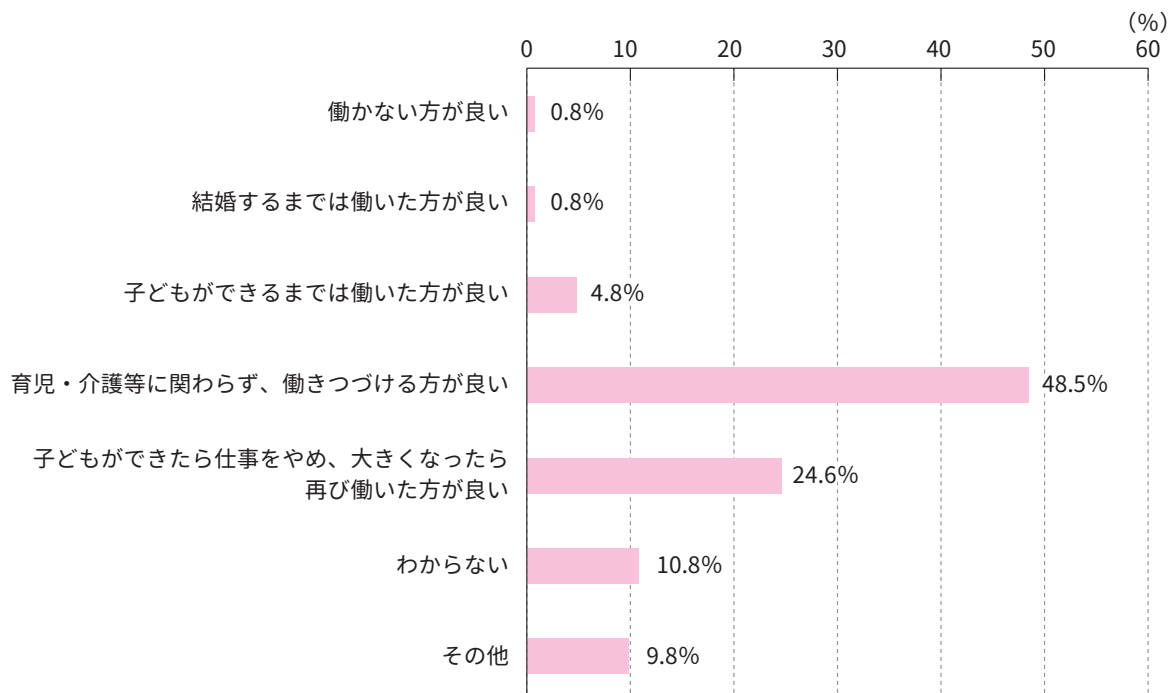


女性の社会進出について

問 6 一般的に女性が働くことについて、あなたはどうお考えですか。

一般的に女性が働くことについては、「育児・介護等に関わらず、働き続ける方が良い」が48.5%と最も高く、次いで「子どもができたら仕事をやめ、大きくなったら再び働いた方が良い」(24.6%)となっています。

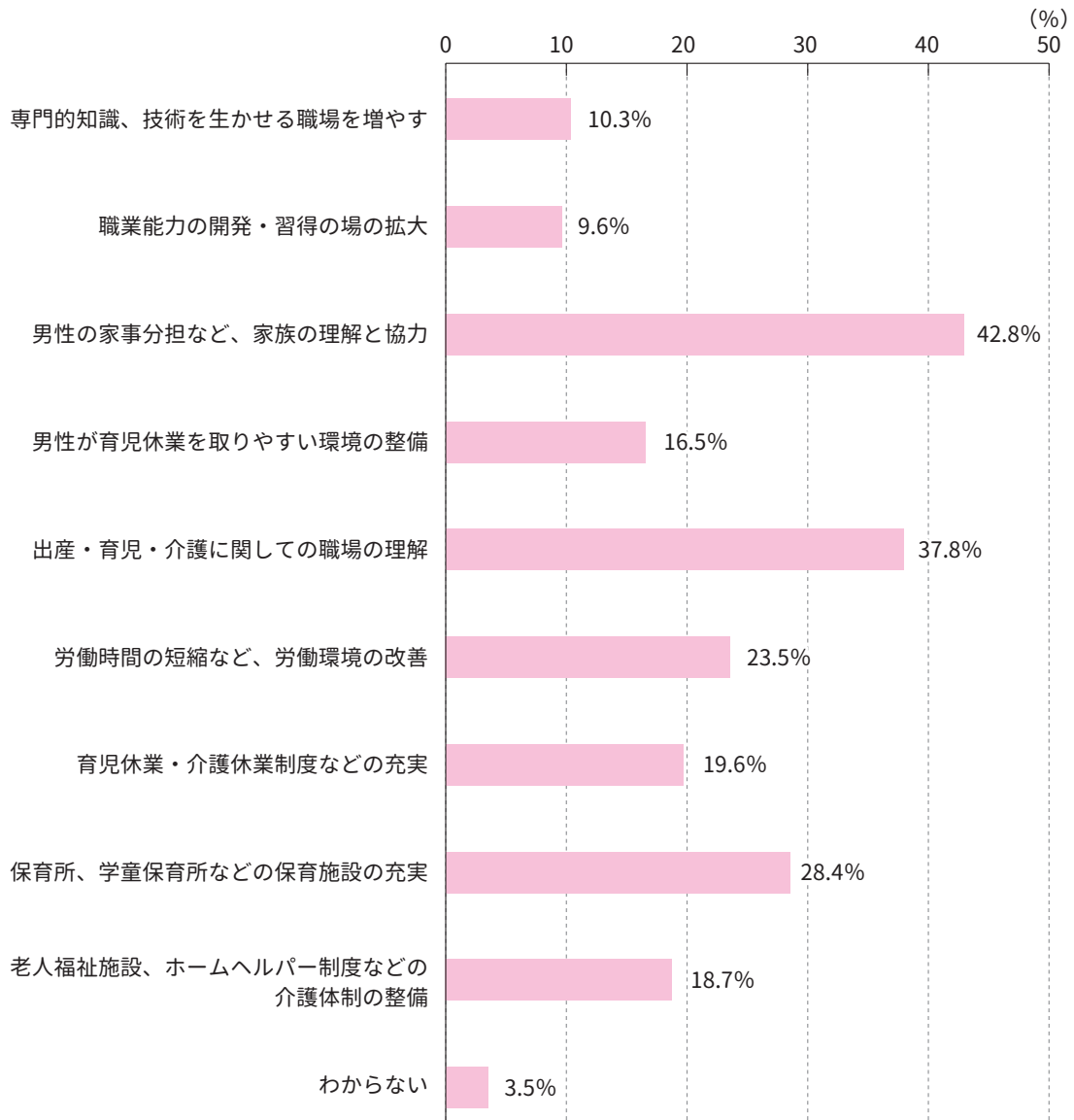
女性が働くことについて



問7 あなたは、女性が働きやすい社会環境をつくるためには、どのようなことが必要だと思いますか。(複数回答)

女性が働き続けるために必要なことについては、「男性の家事分担等、家族の理解と協力」が42.8%と最も高く、次いで「出産・育児・介護に関する職場の理解」(37.8%)、「保育所、学童保育所などの保育施設の充実」(28.4%)となっており、平成27年の調査と比べると、職場の理解以上に男性の家事分担や家族の理解と協力が重要視されています。

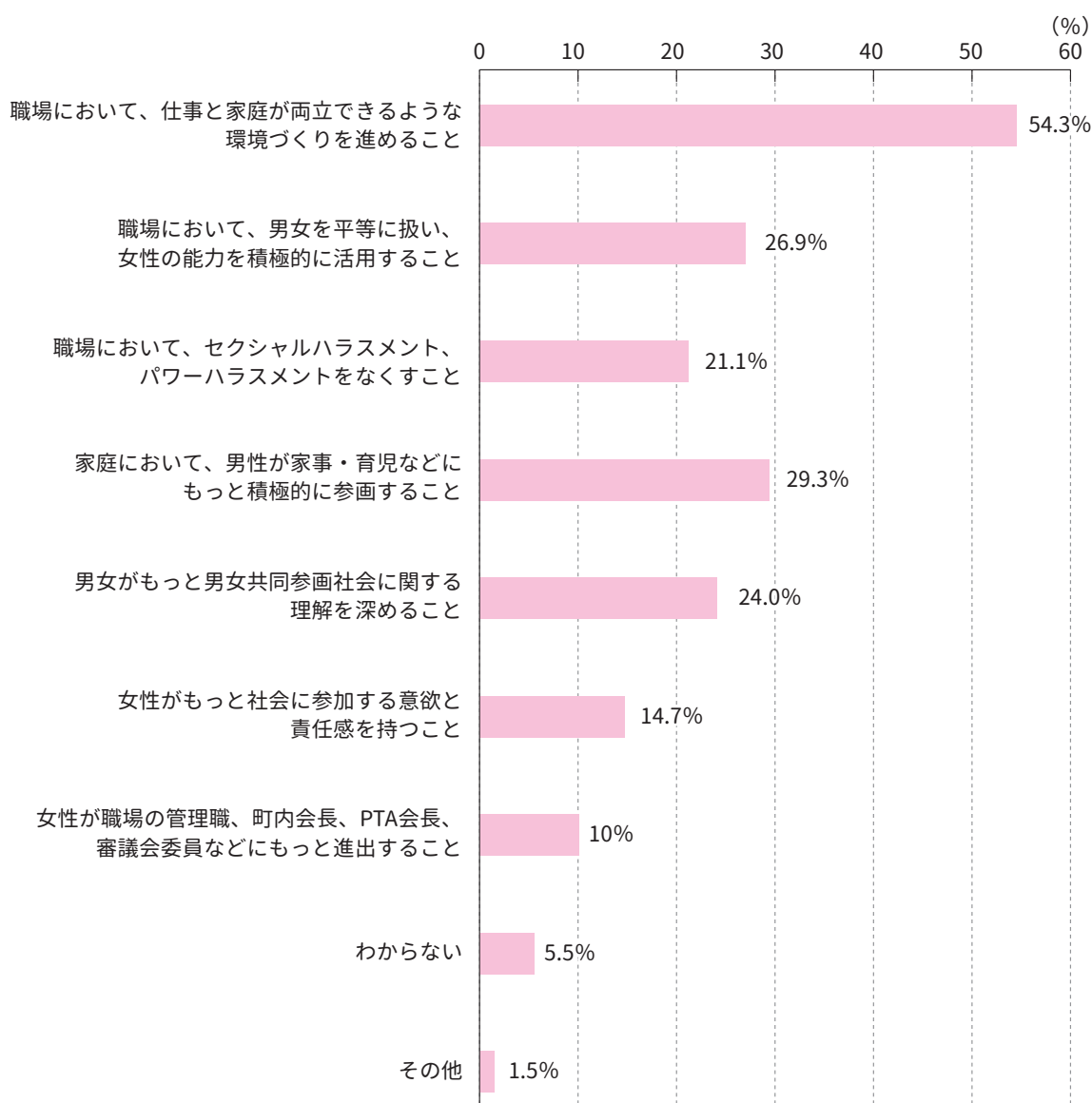
女性が働きやすい社会環境をつくるためには



問 8 あなたは、男女共同参画社会を実現するために重要なことはどのようなことだと思いますか。(複数回答)

男女共同参画社会を実現するうえで重要なことについては、「職場において、仕事と家庭が両立できるような環境づくりを進めること」が54.3%と最も高く、次いで「家庭において、男性が家事・育児等にもっと積極的に参画すること」(29.3%)、「職場において、男女を平等に扱い、女性の能力を積極的に活用すること」(26.9%)となっており、平成27年の調査時と同様に重要なものと思われています。

男女共同参画社会を実現するために必要なこと



配偶者・パートナーからの暴力について

問9 あなたのこれまでの経験の中でのごとについてお聞きします。配偶者や恋人などの親密な関係にある人から、次のような態度や行動をあなたがされたことや、したことがありますか。また、あなたの友達などがされたことや、しているのを見聞きしたことがありますか。

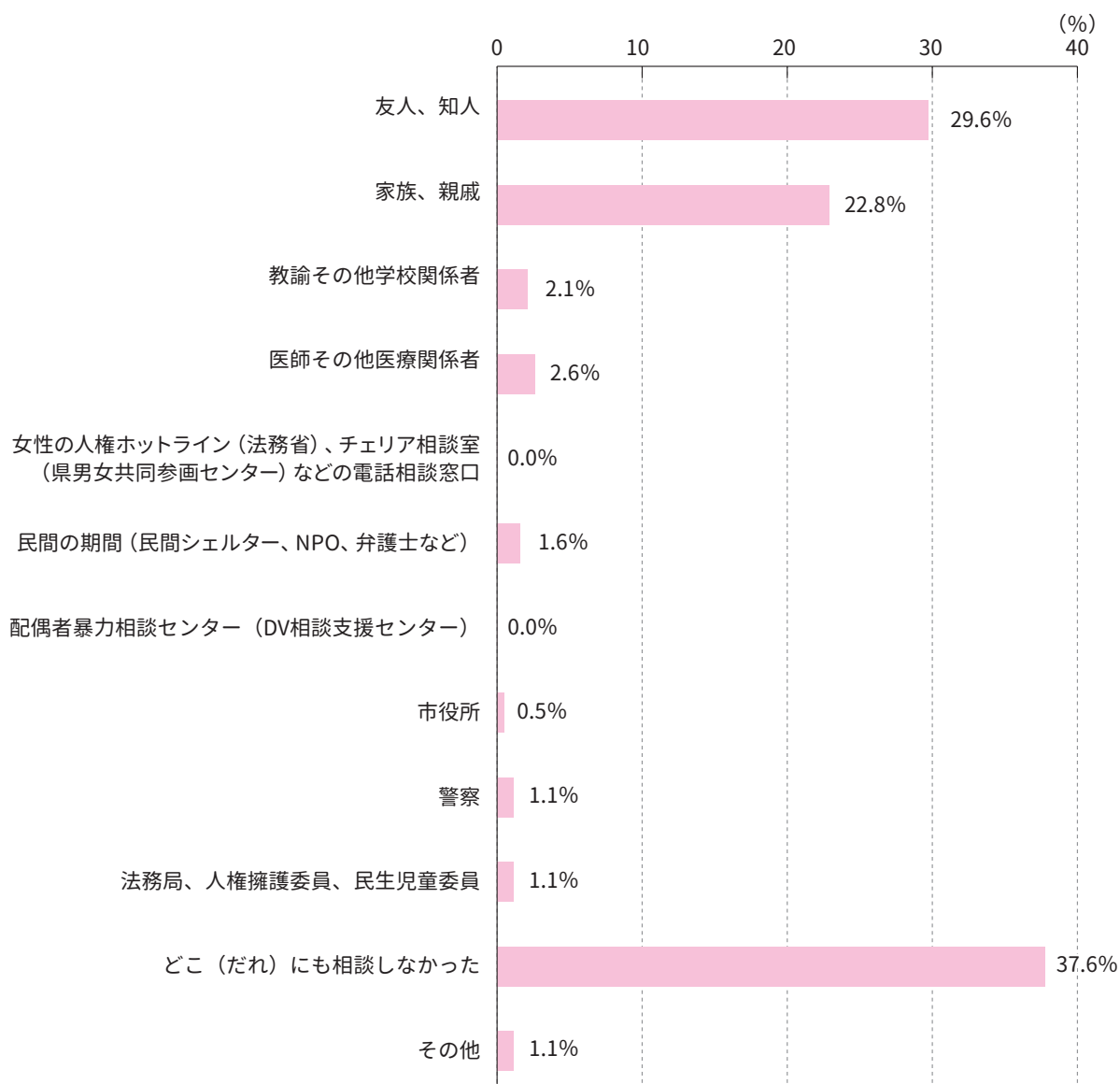
「されたことがある」では、「大声で怒鳴る、傷つく言葉をいう、殴るふりをしておどす」が14.2%と最も高く、「したことがある」では、「何を言っても長時間無視し続ける」(10.9%)が高く、「友達などがされているのを見聞きしたことがある」では、「殴ったり、蹴ったり、物を投げる」(11.5%)と「大声で怒鳴る、傷つく言葉をいう、殴るふりをしておどす」(10.1%)が高くなっています。

	されたことがある	したことがある	友達などがされているのを見聞きしたことがある	友達などがしているのを見聞きしたことがある	どれにもあてはまらない
殴ったり、蹴ったり、物を投げる	7.3%	4.5%	11.5%	2.8%	73.8%
大声で怒鳴る、傷つく言葉をいう、殴るふりをしておどす	14.2%	8.8%	10.1%	3.5%	63.4%
何を言っても長時間無視し続ける	7.9%	10.9%	6.1%	1.8%	73.3%
携帯のチェック、友達付き合いの制限	4.7%	2.2%	6.1%	3.2%	83.8%
二人のことも勝手に一人で決める	8.9%	5.7%	6.5%	2.2%	76.7%
性的な行為を無理強いする	3.5%	2.9%	3.0%	2.0%	88.5%
お金をせびる	3.1%	2.4%	4.1%	2.2%	88.3%
(生活費などの)お金を渡さない	3.4%	1.0%	5.3%	2.1%	88.2%
その他	0.0%	0.0%	2.5%	3.0%	94.6%

問9で「されたことがある」を選んだ方にお伺いします。
問 9-1 あなたはこれまでに、問9であげたような配偶者や恋人からの行為について、だれかに打ち明けたり、相談したりしましたか。(複数回答)

「DVをされたことがある」と回答した人の相談先については、「どこ(だれ)にも相談しなかった」が37.6%と最も高く、次いで「友人、知人」が29.6%となっています。

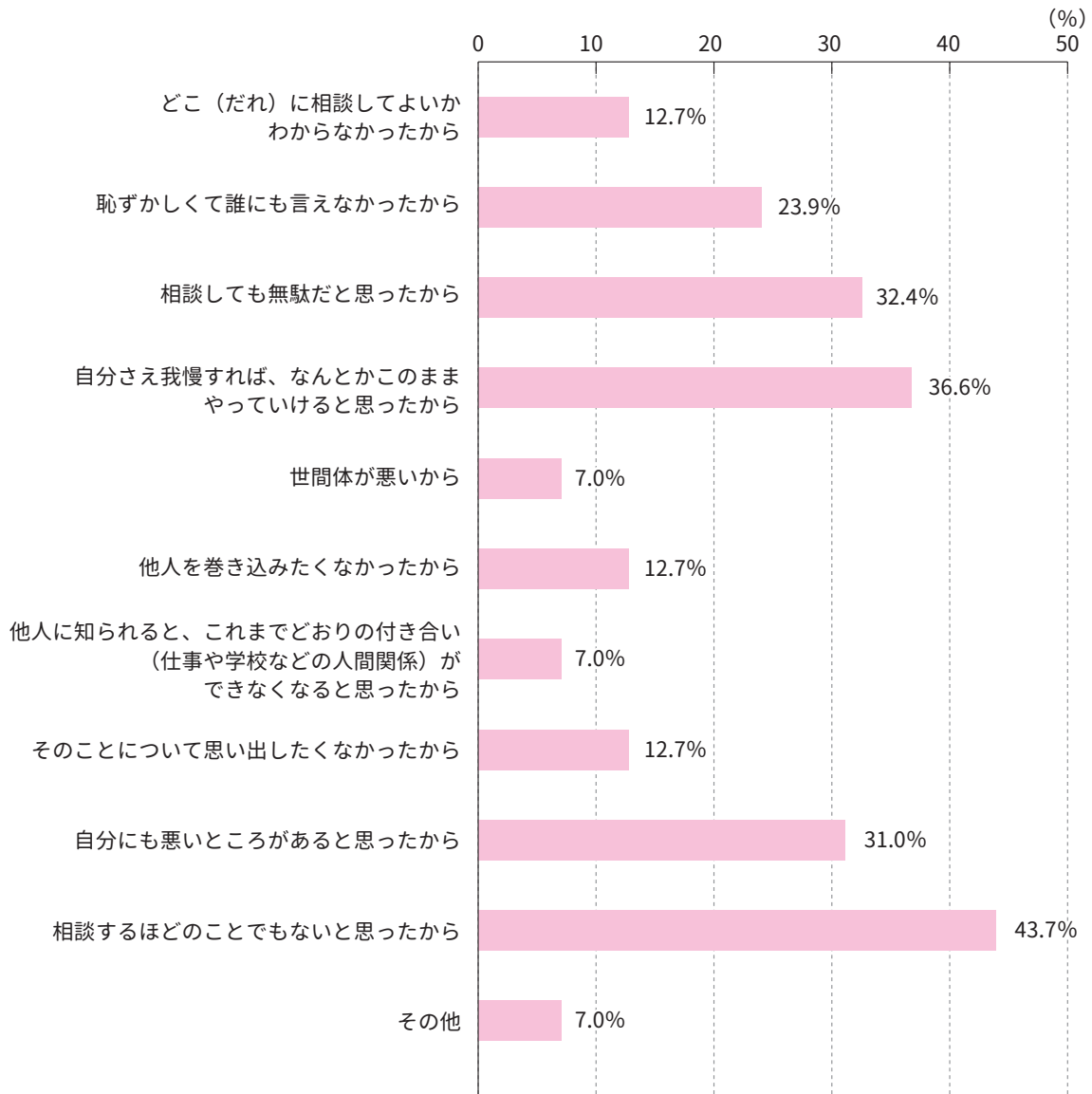
配偶者などからの暴力について、誰かに相談したか



問9-1で「11 どこ（だれ）にも相談しなかった」を選んだ方におうかがい
問9-2 します。
どこ（だれ）にも相談しなかったのは、なぜですか。（複数回答）

どこ（だれ）にも相談しなかった理由については、「相談するほどのことでもないと思ったから」が43.7%と最も高く、次いで「自分さえ我慢すれば、なんとかこのままやっていけると思ったから」（36.6%）となっています。

相談しなかった理由

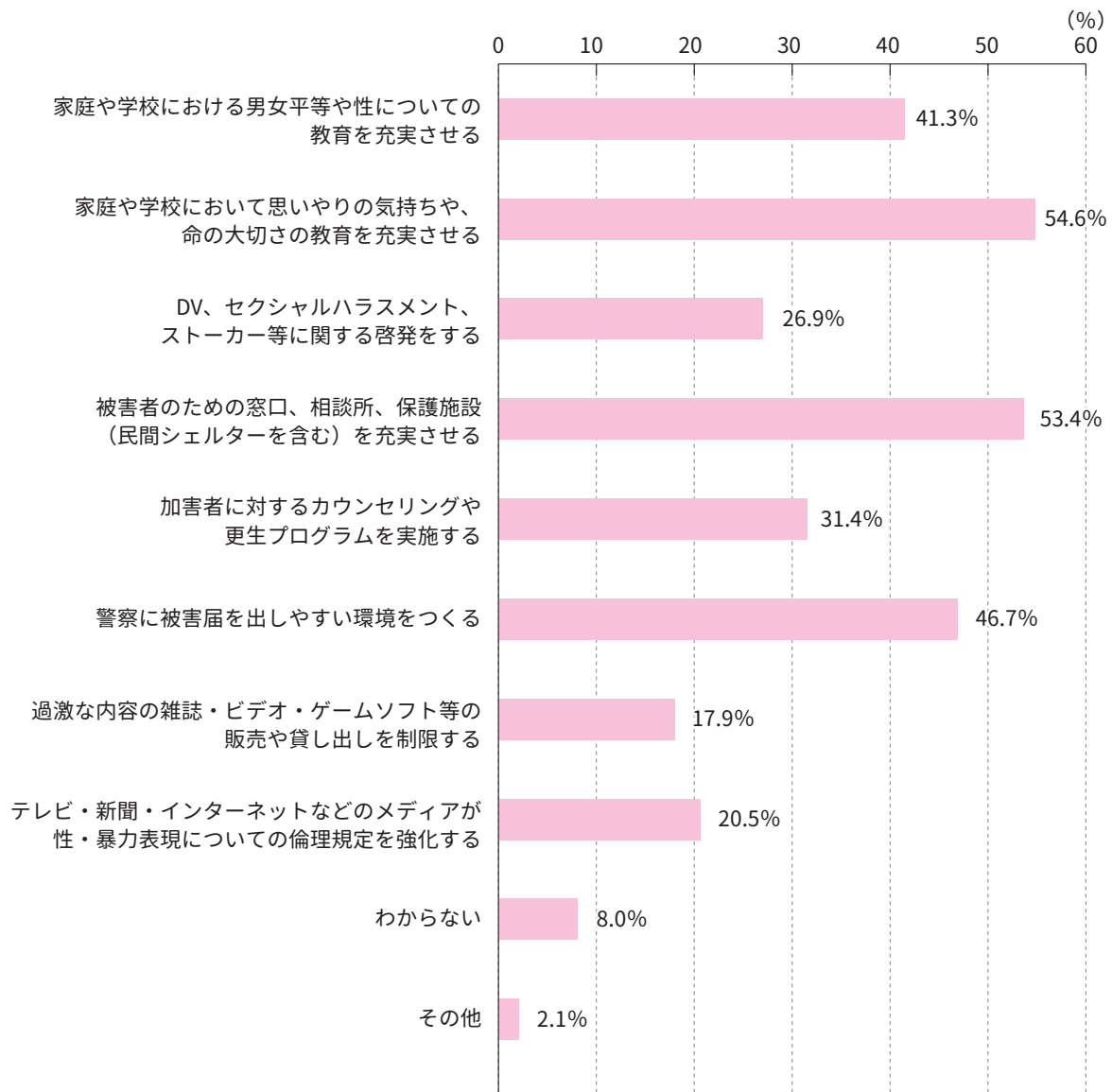


すべての方にお伺いします。

問 10 デートDV（交際相手からの暴力）、DV（配偶者等からの暴力）、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー、性暴力などの行為が社会問題になっていますが、このような行為を予防し、なくすためには、どうすればよいと思いますか。（複数回答）

DV等をなくすための対応については、「家庭や学校において思いやりの気持ちや、命の大切さの教育を充実させる」が54.6%と最も高く、次いで「被害者のための窓口、相談所、保護施設（民間シェルターを含む）を充実させる」（53.4%）、「警察に被害届を出しやすい環境をつくる」（46.7%）となっています。

DV等をなくすために必要なこと

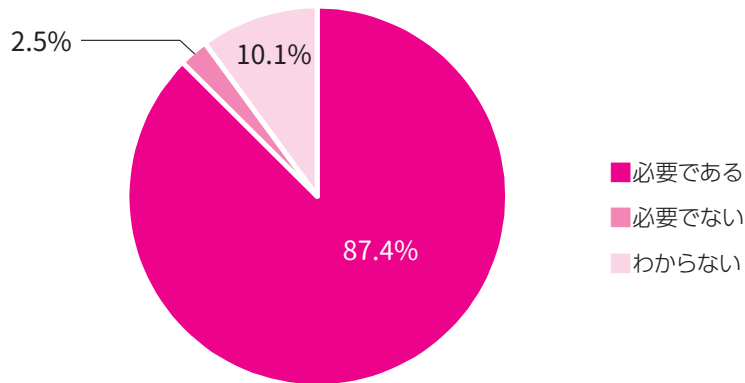


防災について

問 11 あなたの地域で、防災に関する計画を立てたり決めごとをする場合、男性と女性がどちらもメンバーとして参加する必要があると思いますか。

「必要である」が87.4%と最も高くなっています。

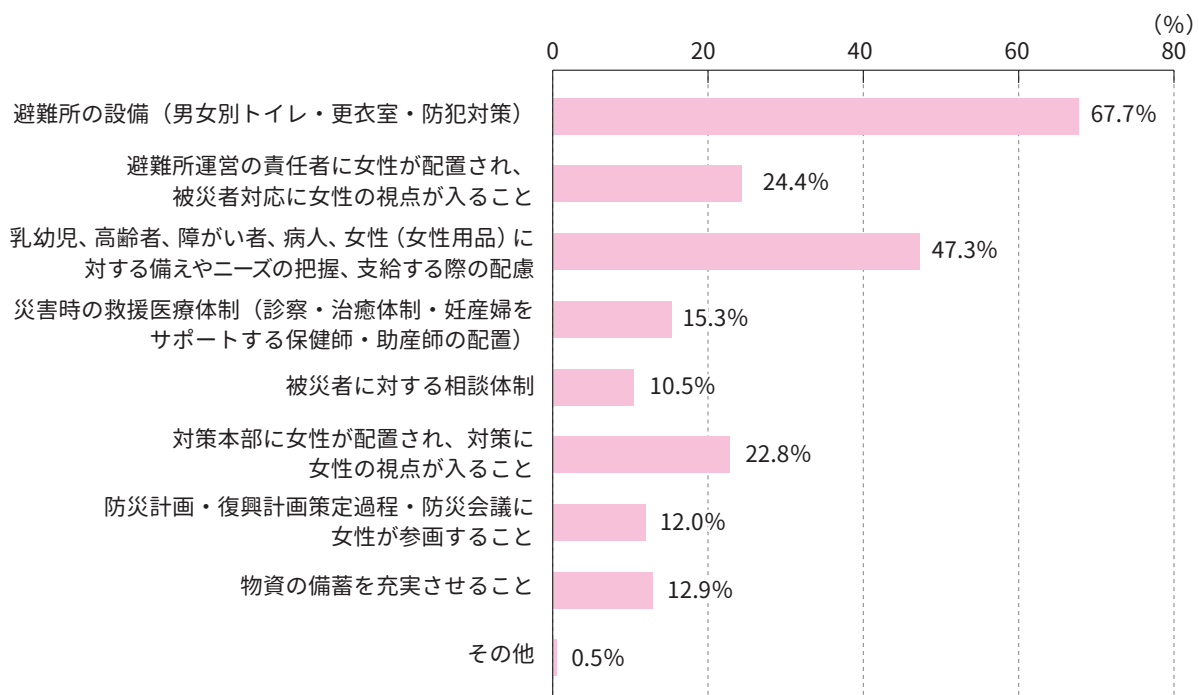
防災の計画策定に男性と女性の参加が必要かどうか



問 12 防災・災害復興対策で、男女の性別に配慮して取り組む必要があると思うことは何ですか。(複数回答)

災害時に、性別に配慮した対応が必要なものについては、「避難所の設備（男女別トイレ・更衣室、防犯対策等）」が67.7%と最も高く、次いで「乳幼児、高齢者、障がい者、病人、女性（女性用品等）に対する備えやニーズの把握、支給する際の配慮」が47.3%となっています。

防災対策で性別に配慮して取り組むこと

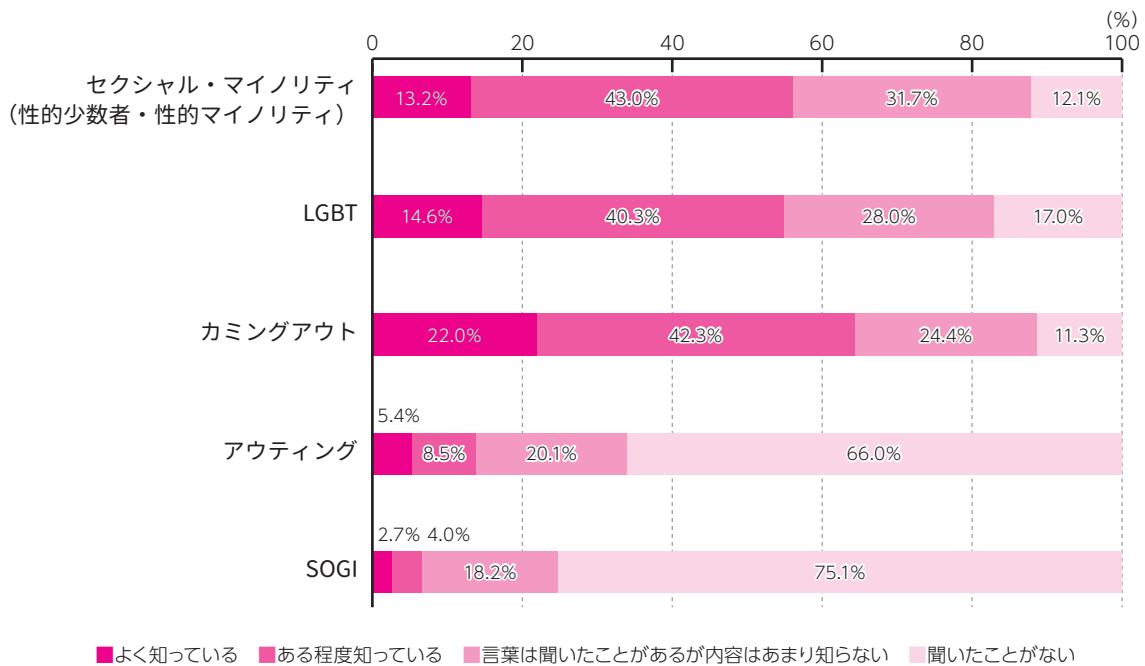


LGBT 等性的少数者について

問 13 あなたは、次の言葉と意味について、知っていますか。

LGBT 等性的少数者に関する用語の認知度については、「よく知っている」と「ある程度知っている」を合わせた『知っている』は、「カミングアウト」が64.3%と最も高く、次いで「セクシュアル・マイノリティ」(56.2%)、「LGBT」(54.9%)となっている。一方で、「アウティング」は13.9%、「SOGI」は6.7%と認知度は低くなっています。

LGBT等の言葉の認知度



【セクシュアル・マイノリティ】

同性愛者、両性愛者、トランスジェンダーやその他の多様な性自認や性的指向を持つ人

【LGBT】

L (レズビアン：女性の同性愛者)、G (ゲイ：男性の同性愛者)、B (バイセクシュアル：両性愛者)、T (トランスジェンダー：身体的性と性自認の不一致に対する違和など) の頭文字を合わせた言葉

【カミングアウト】

今まで公にしていなかった自らの性的指向等を表明すること

【アウティング】

本人の了解を得ずに、公にしていけない性的指向等の秘密を暴露すること

【SOGI】

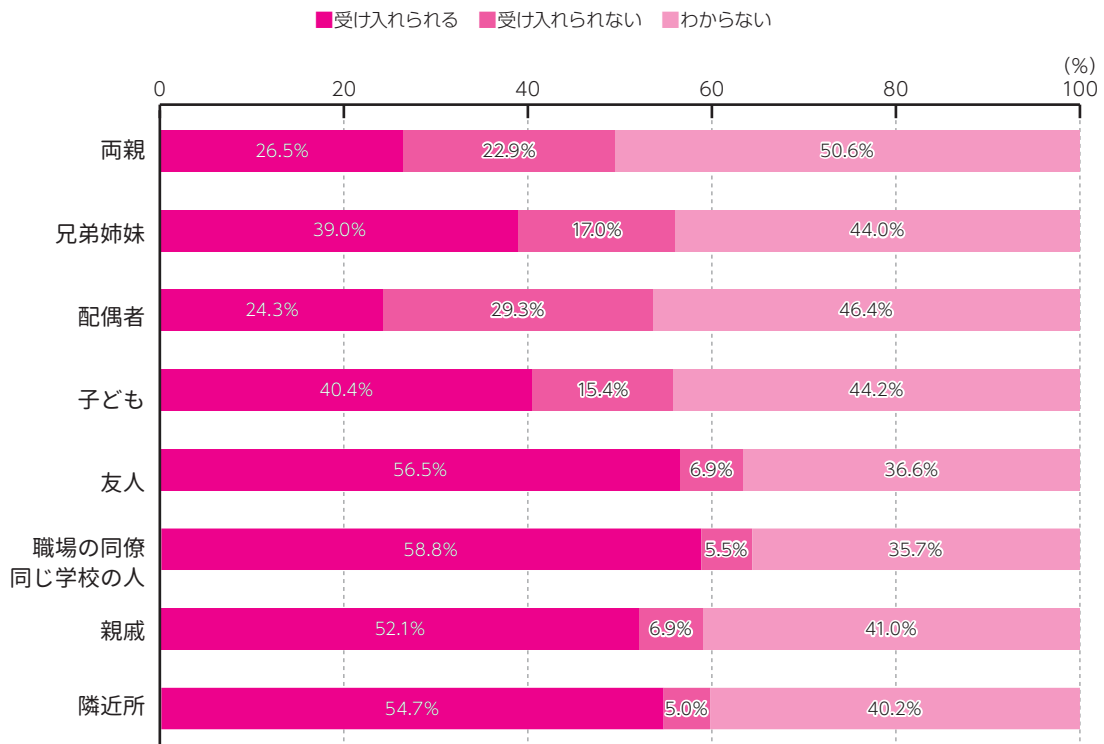
性的指向 (Sexual Orientation) と性自認 (Gender Identity) の頭文字を合わせた言葉

問 14 あなたは、次の身近な方から、「セクシュアル・マイノリティである」などと打ち明けられたとき、それを受け入れられますか。

「受け入れられる」は、「職場の同僚・同じ学校の人」から性的少数者と告白されたときが58.8%と最も高く、次いで「友人」から性的少数者と告白されたとき（56.5%）、「隣近所の人」から性的少数者と告白されたとき（54.7%）となっています。

「受け入れられない」では、「配偶者」から性的少数者と告白されたときが29.3%と最も高くなっています。

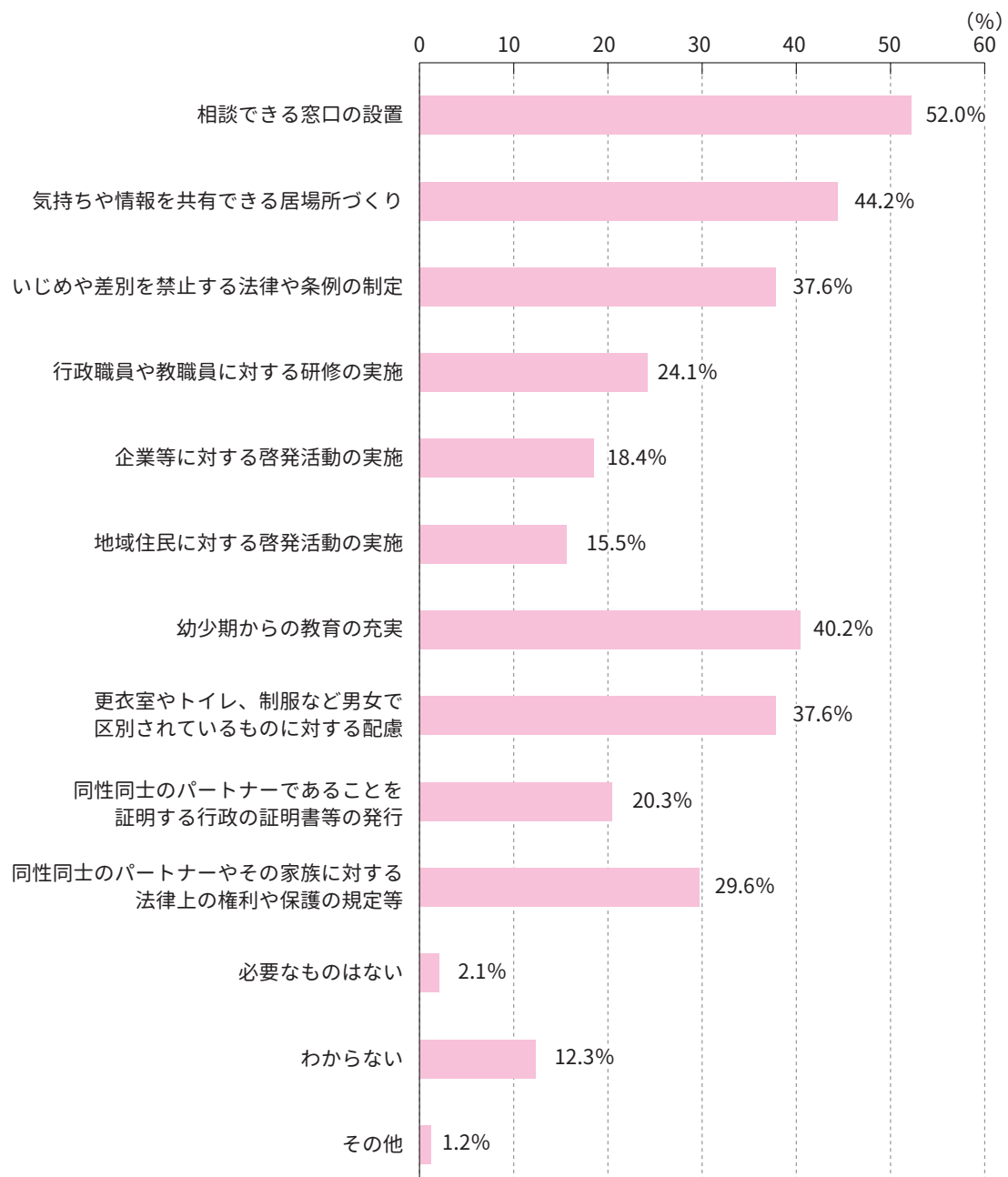
性的少数者について許容できるか



問 15 あなたは、セクシュアル・マイノリティの方に関して、どのような支援や対策が必要だと思いますか。(複数回答)

セクシュアル・マイノリティの方に対して必要な支援や対策については、『相談できる窓口の設置』が52.0%と最も高く、次いで『気持ちや情報を共有できる居場所づくり』(44.2%)、『幼少期からの教育の充実』(40.2%)となっています。

セクシュアル・マイノリティの方への支援や対策



第3章

計画の基本的な方針

第3章

計画の基本的な方針

1 男女共同参画推進の基本的な考え方

社会情勢の変化に対応しながら持続可能で活力ある東根市を維持していくためには、誰もが性別にかかわらず、その個性や能力を十分に発揮できるよう男女共同参画及び女性活躍を推進していくことが必要です。

本計画では、女性の政策・方針決定過程への参画、雇用等における男女の均等な機会・待遇、仕事と家事・育児・介護等の両立及び安全安心な暮らし等と、東根市を取巻く現状と課題を踏まえ、男女共同参画社会の実現に向けた取組みを進めていきます。

計画の推進にあたっては、4つの「基本目標」を掲げ、8つの「重点目標」を定めると共に、あらゆる分野に女性の参画を促進し、女性の活躍を加速化するため、3つの「重点項目」を設け、取組みを強力に推進することにより、男女共同参画社会の実現を目指します。

基本目標

- I 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり
- II 誰もが能力を十分に発揮し働ける社会環境づくり
- III 誰もが活躍できる地域社会づくり
- IV 誰もが安全・安心に暮らせる社会づくり

【重点項目】

- ◆ **お互いに認め合い、共に助け合い、自分らしく生きる社会の実現へ**
男女共同参画社会への意識改革を進め、教育や広報媒体を通して、男女共同参画・多様性への正しい理解と認識を深める機会の拡充を図ります。
- ◆ **自分の意志で、希望する働き方で輝く豊かな人生**
男性の家庭への参画を推進し、男女が共に働きやすく、個人の能力が最大限に発揮されるよう、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）がとれた環境整備を進め、各種休暇の取得と多様で柔軟な働き方を推進します。
- ◆ **みんなで責任を分かち合う持続可能な社会へ**
将来にわたって多様性に富んだ持続可能な社会を実現するために、政策・方針決定過程への女性の参画拡大を推進します。

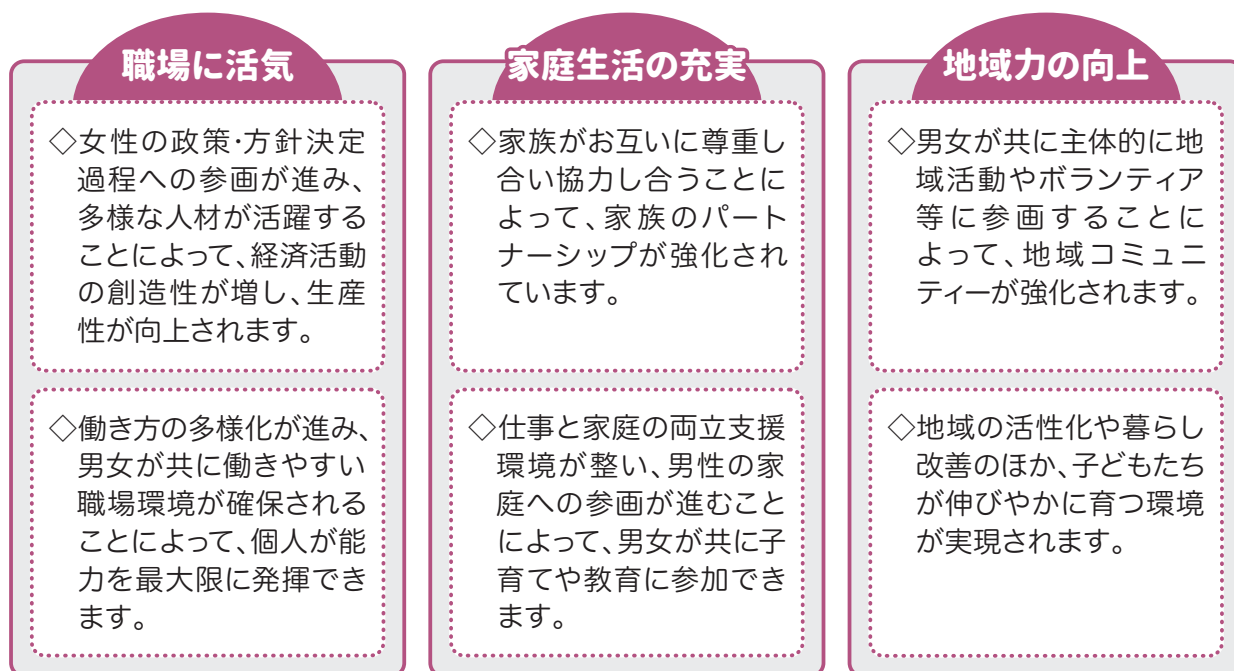
2 目指す男女共同参画社会のすがた

第4次東根市男女共同参画推進計画においては、4つの基本目標を掲げ、その実現を通じて、男女共同参画社会基本法が目指す男女共同参画社会の形成の促進を図っていきます。

目指す男女共同参画社会とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」です。（男女共同参画社会基本法第2条）

～男女共同参画社会のイメージ～

男性も女性も、意欲に応じて、あらゆる分野で活躍できる社会



一人ひとりの豊かな人生

仕事、家庭、地域生活など多様な活動を
自らの希望に沿った形で展開でき、男女がともに夢や希望を実現

3 施策体系



※重点目標3、4は「女性活躍推進法」の推進計画

※重点目標7は「DV防止法」の基本計画

4 基本目標に基づく指標

基本目標	指標項目	前計画時	現状値 令和3年度	目標値 令和8年度
II 誰もが能力を十分に 発揮し働ける社会環境 づくり（女性活躍推進法 推進計画）	やまがたイクボス同盟へ加盟 した団体数	—	(R3) 14社	20社
	市内企業における男性の育児 休業取得率	3.1%	(R3) 17.3%	30%
	市男性職員の育児休業取得率	—	0%	30%
	コワーキングスペース 利用者数	—	(R2) 1,924人	2,000人
	保育所等利用待機児童数	—	0人	0人
III 誰もが活躍できる 地域社会づくり	審議会等における 女性の登用率	24.9%	25.2%	40%
	市行政における女性の 役付職員（係長以上）登用率 ※一般行政職	22.8%	(R3) 23.7%	35%
	女性認定農業者の人数	16人	10人	18人
	女性新規就農者の人数	—	3人	5人
	防災会議における 女性委員の構成比率	—	9.10%	15%
	女性消防団員の人数	—	5人	8人
IV 誰もが安全・安心に 暮らせる社会づくり	女性（20歳以上）の 子宮がん検診の受診率	—	(R2) 31.9%	50%
	女性（40歳以上）の 乳がん検診の受診率	—	(R2) 37.9%	50%

第4章

基本目標ごとの施策の方向

第4章

基本目標ごとの施策の方向

基本目標 I

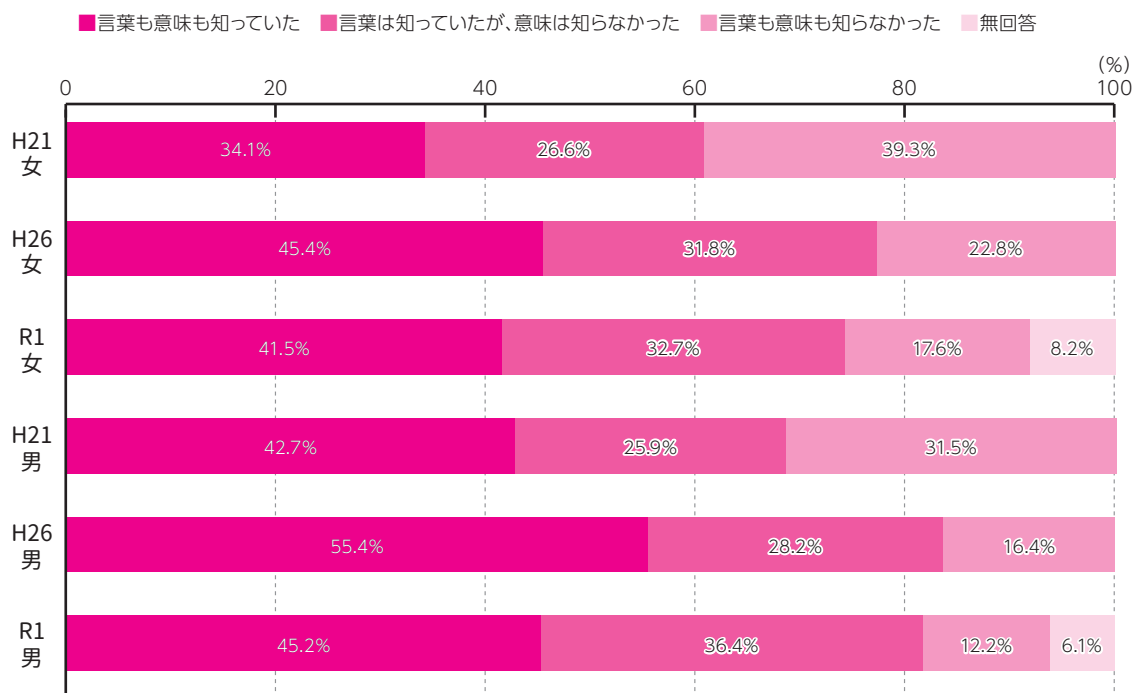
男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり

互いを尊重し、思いやりの心を持ち、性別等にとらわれることなく、だれもがあらゆる分野に参画し、ともに責任を担うことにより、自分らしく生きることのできる男女共同参画社会は、活力ある持続可能な社会をめざすうえで大変重要です。

このような男女共同参画社会を実現するため、だれもが男女共同参画について正しく認識できるよう、さまざまな機会や広報媒体を通して広報・啓発活動を行うとともに、学校や家庭、職場、地域等のあらゆる場において男女共同参画を進める教育・学習を推進します。

近年、地方から東京圏を中心とした大都市圏へ若年者、特に女性が流出し、地方においては深刻な人口流出や少子高齢化に直面しています。さらに、中小企業等を中心に、担い手の確保が喫緊の課題となっています。若い女性については、地元が女性にとって働きにくい環境であるために東京圏に移動している可能性も指摘されている一方で、今般の、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、オンラインの活用が普及したことにより、新しい働き方の可能性が広がり、働く場所や時間が柔軟化し、地方移住への関心も高まってきている中で、地方においては、首都圏へ行かずとも女性が能力を発揮して働ける環境の整備や女性の活躍に向けた意識改革を積極的に進めることが重要となっています。

「男女共同参画社会」という言葉の認知度



令和2年度山形県男女共同参画白書より

重点 目標 1

教育や広報媒体等を通じた男女双方の意識改革、多様性への理解の促進

(現状と課題)

女性の社会進出が進み、さまざまな分野で活躍する女性が増えてきましたが、「男は仕事、女は家庭」といった性別による固定的な役割分担意識は、男性にも女性にも意識や行動、社会慣行の中に今もなお根強く残っています。家事・育児・介護に関しては、男性より女性の負担が大きい現実があり、地域社会などにおいても、未だ当たり前のこととして存在しています。これらは、新型コロナウイルス感染症の拡大によりさらに顕在化し、男女共同参画の重要性が改めて認識されています。

また、近年は多様な性（LGBT等）への関心の高まりがみられる一方、正しい知識を得る機会が少なく、多様な性に対する理解は十分とはいえません。市民意識調査では、多様な性に対する言葉と意味について、「よく知っている」と「ある程度知っている」を合わせた「知っている」は、「カミングアウト」が64.3%で最も多く、次いで「セクシャル・マイノリティ（性的少数者・性的マイノリティ）」が56.2%でした。反対に、「聞いたことがない」では、「SOGI」が、75.1%で最も高くなっています。

多様な性に関して理解を深めていくためには、さまざまな機会を捉えて本市の広報誌やホームページ、発行物等の広報媒体を通してわかりやすい啓発活動を進めていく必要があります。固定的な性別役割分担意識にとらわれない男女の多様なイメージを浸透させる表現を用いることが重要であり、そのために率先した取り組みが必要です。

市民意識調査で、分野ごとの男女の地位における男女平等意識については、平成27年の調査と同様に多くの場面で「男性優遇」が高い状態となっていることから、固定的な性別役割分担意識に基づく慣行や社会通念をなくし、一人ひとりが男女共同参画の必要性を正しく認識し、男女平等の視点に立った意識づくりを行っていくことが重要です。

また、このような意識を養うためには、家庭、学校、地域、職場における教育・学習の果たす役割が非常に重要であり、幼児期から成人、高齢期にわたるすべてのライフステージにおいて、誰もが互いに協力し、認め合い、さまざまな活動に参画していけるよう、男女平等意識を定着させるための教育・学習の充実を図る必要があります。

児童・生徒の意識の形成には、学校教育のほかに、家庭や地域における教育も大きな影響を及ぼします。家庭や地域の中でみられる固定的な性別役割分担意識に基づいた言動や慣行は、日常の生活を通じて子どもたちへと伝わります。将来の社会を担う子どもたちが成長する過程において、性別に関わりなく、それぞれの個性と能力を十分に伸ばし、豊かな人間性を育むことができるよう、男女共同参画の視点に立った意識づくり、環境づくりに力を入れていくことが求められます。

第4章 基本目標ごとの施策の方向

主な施策

①男女共同参画意識の普及・啓発活動の充実

(1)関係機関との連携による広報・啓発活動	主な担当部署
国及び県より情報を収集し、あらゆる機会において広報・啓発活動を実施します。	全課
(2)男女共同参画週間等を通じた一体的な周知の展開	主な担当部署
「男女共同参画週間」期間における関係事業及び周知活動を一体的に実施します。	総合政策課

②家庭・学校・地域社会などにおける男女共同参画を推進する教育・学習の充実

(1)家庭教育講座の実施と男性の参加促進	主な担当部署
女性が地域社会活動へ積極的に参加できる環境を作るため、男性が家事・育児・介護へ参画できるための学習機会を提供します。	子育て健康課
(2)学校等における性別にとらわれない、個性を重視した教育活動の推進	主な担当部署
次代を担う子どもたちが個人の特性を生かすことができるよう、個々の特性や能力を尊重した教育を進めます。	管理課
(3)公民館等の生涯学習事業における学習機会の充実	主な担当部署
地域における社会教育・生涯学習の場において、男女共同参画社会の実現に向けた講座や学習機会を提供します。	生涯学習課

③多様性を尊重する環境づくり

(1)性的指向や性自認等の多様な性への理解促進	主な担当部署
性的指向や性自認等の多様な性への理解を促進するため、人権を尊重する意識を醸成する教育を推進するとともに、国や県、各種団体における取組みの情報収集に努め、広報誌やホームページ等によりの確な情報提供を行います。	総合政策課
(2)人権を尊重した取組の促進	主な担当部署
人権擁護委員や法務局等の関係団体と連携し、相談体制の充実を図り、人権を尊重する社会に向けた取組みを推進します。	庶務課

④多様な広報媒体における男女共同参画の視点に配慮した表現の推進

(1)性にとらわれない適切な表現による情報の発信	主な担当部署
各種情報の発信者が男女共同参画の視点を持つことで、性別による固定的な役割分担意識や性差への偏見（アンコンシャス・バイアス）の助長が生じないように配慮した情報発信を推進します。	全課
(2)多様なイメージの取入れを積極的に実施	主な担当部署
市広報・刊行物・市ホームページ等におけるイラストや言葉などについて、固定的な役割分担意識や性にとらわれず、多様なイメージの取入れを積極的に実施します。	全課

重点 目標 2

若年女性がいきいきと暮らし働ける東根市の 魅力の創出・発信

(現状と課題)

近年、地方から東京圏を中心とした大都市圏へ若年者、特に女性が流出している一方で、地方の都市部へ周辺の地域から人口が流入する状況もみられます。本市も同様の状況がみられます。

内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局「移住等の増加に向けた広報戦略の立案・実施のための調査事業報告書」(令和2年3月)においては、地方出身の若い女性が東京で暮らし始めた目的や理由として、進学や就職だけでなく、「地元や親元を離れたかったから」といったことが挙げられています。その背景として、地方では、根強い固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見、無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)の存在により、女性の意見が反映されにくく、活躍の場が見いだせないことや、企業経営者や管理職等の理解が足りず女性にとってやりがいを感じられず働きにくい環境であることなどが指摘されています。

女性や若年層が安心して暮らしていくために、十分な所得とやりがいを得られる仕事ができ、家族を形成し子育てしやすく、暮らしやすい、女性にとって魅力的な地域を作っていかなければ、持続可能な地域社会の発展は望めません。本市の魅力や多様な暮らし方・働き方を発信し、地元への定着・回帰を促進します。

主な施策

①東根市での暮らし方や働き方の発信

(1)移住・定住のイベントや SNS 等により東根市の魅力を発信	主な担当部署
移住・定住のイベントや市ホームページ、移住ポータルサイト等を通して多様な仕事や暮らし、東根市の魅力を発信し、女性や若年層の定着・回帰を促進します。	総合政策課

②女性、若年層の就労・定着支援、地元就業の推進

(1)地元企業の魅力の発信や進学後の地元回帰促進	主な担当部署
市内企業の情報をホームページ等で積極的に情報提供していくほか、県や関係機関と連携し、若者に対し地元企業の魅力や就業環境の魅力を伝え、地元定着や進学後の地元回帰を促進します。	総合政策課 商工観光課
(2)多様な就業ニーズに対応した情報の提供・支援体制の充実	主な担当部署
多様な就業ニーズに対応するため、テレワーク、フレックスタイム制度等就業形態事例の収集と提供を行います。	商工観光課

③女性、若年層に対する創業・起業支援

(1)女性や若年層の創業の機運醸成	主な担当部署
女性や若年層等が能力を十分に発揮し活躍できるよう、チャレンジに対する意識を高めるため、創業の機運醸成のための啓発を行います。	商工観光課
(2)起業に対する支援の充実	主な担当部署
女性の起業を後押しするため、段階に応じたきめ細かい支援を行います。東根市商工会等の関係機関と連携しながら、相談業務や情報提供を行います。	商工観光課



【東根市女性の職業生活における活躍の推進に関する計画】

重点目標3、4に掲げている内容は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」（平成27年法律第64号）第6条第2項に基づく「市町村推進計画」と位置付けています。本市はこの計画を「東根市女性の職業生活における活躍の推進に関する計画」とし、女性の職業生活において、その個性と能力を十分に発揮できる社会の実現を旨とします。

平成27年9月に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（女性活躍推進法）が施行され、女性の活躍の場の提供主体である事業主に対し、女性の活躍に関する状況の把握・課題分析・行動計画策定・情報公開が義務付けられるなど、あらゆる分野における女性の活躍を進めようという気運が高まっている状況にあります。

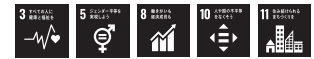
「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（育児・介護休業法）などの法整備が進んだことにより、我が国における「M字カーブ」の谷は以前よりも浅くなり、本県においてはM字の谷はほとんど見られません。また、山形県及び本市は、夫婦共働き世帯率が高いことから、女性に対する労働力としての期待も高いと言えます。市民意識調査では、男女共同参画社会を実現するために重要なこととして最も多かったのは、「職場において、仕事と家庭が両立できるような環境づくりを進めること」（54.3%）でした。そのため、本市においては、より一層「ワーク・ライフ・バランス」（仕事と生活の調和）が重要となります。

また、近年「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」（男女雇用機会均等法）や「短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律」（パートタイム労働法）などの法整備が進んだことにより、男女の労働環境は着実に改善してきています。しかし、現実には雇用や賃金等に関する男女間格差は未だ多く存在するだけでなく、各種ハラスメントなどの不利益や被害もあり、企業等における積極的な改善のための取り組み（※ポジティブ・アクション）を推進する必要があります。

雇用・就業形態が多様化する中で、それぞれの価値観やライフスタイルに応じた働き方を選択でき、適正な労働条件が確保されることは、女性の能力発揮を促進し、男女格差の改善に繋がります。そのため、特に、働く意欲を持つ女性がそれぞれの目指す働き方に応じた雇用・就労環境の充実に求められています。

※ポジティブ・アクション（積極的改善措置）

さまざまな分野において、活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供すること。



重点 目標 3

ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現 [東根市女性の職業生活における活躍の推進に関する計画]

（現状と課題）

就労は生活の経済的基盤であるとともに、自己実現につながるものです。また、経済的自立は、暴力等による困難な状況から抜け出す重要な鍵ともなります。女性も男性も働きたい人すべてが、仕事と子育て・介護等を含む生活との二者択一を迫られることなく働き続け、その能力を十分に発揮することは、個人の幸福（※ well-being）の根幹をなすものです。

そして、ワーク・ライフ・バランスの実現のためには、その基礎となる家庭において、家族が協力し支えあいながら、子育てや介護を担うとともに、社会的サービスを充実させていくことが重要です。

市民意識調査では、ワーク・ライフ・バランスの実現のために必要なこととして、「職場での時間外労働の縮減や年次有給休暇の取得促進など、働き方の見直し」が42.2%と最も多く、次いで、「職場での育児休業・介護休業制度などが取得しやすい雰囲気づくり」が27.5%となりました。また、女性が働きやすい社会環境をつくるため必要なこととして、「男性の家事分担など、家族の理解と協力」が42.8%と最も多く、次いで、「出産・育児・介護に関する職場の理解」が37.8%となりました。

働く場においては、育児・介護休業法等の制定や改正により制度は整ってきているものの、十分に活用されているとはいえない状況にあり、仕事と子育てや介護の両立についての意識啓発を進める必要があります。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により、テレワークやオンライン会議など、男女ともに新しい働き方の可能性が広がっており、育児・介護休業等を取得しやすく、復帰しやすい職場づくり、仕事と家庭生活を両立しやすくする柔軟な働き方の推進、長時間労働等の職場優先の意識や働き方の見直し等、誰もが働きながら安心して子育てや介護等の家庭生活を送ることができる環境づくりを進める必要があります。

山形県では、企業・団体の経営者や代表者の参画による「やまがたイクボス同盟」を設立し、部下の仕事と家庭生活の両立を応援する「イクボス」として、加盟企業・団体が相互に連携しながら、ワーク・ライフ・バランスの普及拡大を進め、女性が活躍し、男性の家事・育児が当たり前になり、働きながら安心して子どもを産み育てられる社会が実現するよう、取り組んでいます。本市においても、同様の取り組みを進めていきます。

※ well-being（1948年の世界保健機関（WHO）憲章における定義）

健康とは、病気でないとか、弱っていないということではなく、肉体的にも、精神的にも、そして社会的にも、すべてが満たされた状態にあることをいいます。（日本WHO協会訳）

計画における数値目標について

指標項目	担当課	現状値 令和3年度	目標値 令和8年度
やまがたイクボス同盟へ加盟した団体数	総合政策課	14社	20社
市内企業における男性の育児休業取得率	総合政策課	17.3%	30%
市男性職員の育児休業取得率	庶務課	0%	30%
コワーキングスペース利用者数	商工観光課	(R2)1,924人	2,000人
保育所等利用待機児童数	子育て健康課	0人	0人

主な施策

①誰もが働きやすい環境整備の促進

(1)ワーク・ライフ・バランスに関する普及・啓発	主な担当部署
ワーク・ライフ・バランスを推進する企業を拡大するため、「やまがたイクボス同盟」への賛同・加盟を促進し、男女ともに仕事と家庭生活を両立できる環境整備に向けた意識啓発の取り組みを実施します。	総合政策課 商工観光課
(2)出産・育児・介護に関しての職場の理解の醸成	主な担当部署
男性も女性も協力し、働きやすい社会環境を作るため、育児・介護休業制度の周知を行い、職場の理解の醸成を図ります。	総合政策課 商工観光課
(3)柔軟な働き方の推進	主な担当部署
新型コロナウイルス感染症対策の経験を契機とした、テレワークやフレックスタイム制などの導入、コワーキングスペースを利用した多様な働き方の情報提供等を行います。	総合政策課 商工観光課
(4)長時間労働の是正や年次有給休暇の取得促進に向けた啓発	主な担当部署
年功的な処遇、男性正社員を前提とした長時間労働、既婚女性の家計補助的な非正規雇用などを特徴とする働き方（男性中心型労働慣行）の見直しや、年次有給休暇の取得促進に向けた啓発を行います。	総合政策課 商工観光課

第4章 基本目標ごとの施策の方向

②家庭における男女共同参画の促進

(1)家庭生活における固定的な性別役割分担意識の是正と相互協力の推進	主な担当部署
出産・育児・介護への支援を通して、性別による固定的な役割分担意識を解消する意識改革を推進します。	総合政策課 福祉課 子育て健康課
(2)育児休業制度・介護休業制度の普及啓発	主な担当部署
男女が協力して家事や子育て、介護等家庭生活における役割や責任を担っているよう育児・介護休業制度の普及啓発を行います。	総合政策課 商工観光課 福祉課
(3)男性の育児休業取得率の向上	主な担当部署
市内企業の育児休業取得率アンケートを実施し、取得率向上に向けた啓発を行います。 市男性職員の育児休業取得率向上に取り組みます。	総合政策課 商工観光課 庶務課

③行政による各種支援対策の充実

(1)保育サービスと放課後児童健全育成事業の充実	主な担当部署
児童福祉施設等の整備、多様な保育の希望に対応できる環境・体制の整備により、子育て支援の一層の充実を図ります。	子育て健康課
(2)介護支援対策の充実	主な担当部署
介護のために仕事を辞めることなく、仕事と介護の両立ができるよう介護保険制度や介護休業の取得促進に関する周知・啓発の強化を図ります。	総合政策課 福祉課
(3)就労支援対策の充実、雇用情報の収集と提供	主な担当部署
働く意欲のある人が安心して働き続けられるよう、職業訓練や就労活動に対する支援や関係機関と連携した情報提供の充実を図ります。	商工観光課

重点目標 4

労働の場における男女の均等な機会と待遇確保と各種ハラスメントの防止 [東根市女性の職業生活における活躍の推進に関する計画]

(現状と課題)

さまざまな法整備により、特に、女性の就労環境の整備は着実に進んでいます。しかし、現実には生活にあわせた柔軟な働き方が困難であることや、賃金や昇進・昇格、就業形態等、職場における機会や待遇に男女の格差が未だ多く存在しているほか、各種ハラスメント等、男女が受ける不利益や被害もあり、実質的な男女平等の実現には至っていません。

また、妊娠や出産による不利益な取り扱いを受ける女性や、出産・育児・介護等を理由に離職する女性は多く、離職後の再就職にあたっては、非正規雇用者となることが多い状況にあります。

女性が働くことを通して自立し、自らの能力を高め、社会に貢献することは、女性の地位向上に大きな役割を果たします。職場において、男女の均等な機会と待遇の確保が図られ、一人ひとりの意欲と能力を活かせる環境、各種ハラスメントが行われない職場づくりを推進していく必要があります。

また、多様な生き方、働き方があることを前提に、女性が能力を十分に発揮し活躍し働き続けられるように、再就職、起業においても相談や支援を行い、就業環境の整備を進める必要があります。

※各種ハラスメント

ハラスメントとは相手に対して行われる「嫌がらせ」のことで、地位や権力などを背景に相手に嫌がらせを行うパワーハラ（パワー・ハラスメント）や男女問わず性的な嫌がらせを行うセクハラ（セクシャル・ハラスメント）など様々な種類のハラスメントがあります。

ハラスメントは行う方の意識の有無に関係がないため、たとえ本人にそのつもりがない場合でも相手を傷つける行為、苦痛を与える行為、不利益を与える行為などはハラスメントに該当します。

主な施策

①関係法令の遵守と男女間の格差のない雇用の促進

(1)男女雇用機会均等法等、関係法令の周知徹底	主な担当部署
国や県と連携しながら、事業主だけでなく、労働者に対して雇用機会均等法や、育児・介護休業法、女性活躍推進法の各種制度について、広く周知を図ります。	総合政策課 商工観光課

②ハラスメント防止対策の啓発促進

(1)ハラスメント防止に向けた事業主・労働者双方への啓発	主な担当部署
妊娠、出産、育児休業や介護休業等に関するハラスメント、セクシュアル・ハラスメント、パワーハラスメント等の各種ハラスメント防止に係る事業主の講ずべき措置について、関係法等の周知・啓発を図り、防止対策を推進します。	総合政策課 商工観光課
(2)関係機関と連携した相談業務の充実	主な担当部署
県や労働局等の関係機関と連携し、労働者に対して、ハラスメントの相談窓口の情報提供や相談業務の充実を図ります。	総合政策課 商工観光課

③結婚・出産・育児等で離職した女性の再就職に向けた支援

(1)多様な就業ニーズに対応した情報の提供・支援体制の充実	主な担当部署
結婚、出産、子育て等により離職した女性が希望に応じて再就職できるよう、県やハローワークと連携した相談窓口の周知を行います。 多様な就業ニーズに対応するため、テレワークやフレックスタイムの制度等の多様な就業形態事例を収集し、情報提供を行います。	総合政策課 商工観光課
(2)スキルアップ機会の充実	主な担当部署
職業能力を発揮できるような情報の提供や学習機会の充実を図り、エンパワーメント（※）の支援をします。 女性の多様なニーズに合わせ、スキルアップできる機会の確保・充実を図ります。	総合政策課 商工観光課

※エンパワーメント

力をつけること。過去における社会的・構造的な差別の中で奪われてきた、本来持っている力を取り戻すこと。自ら意識と能力を高め、政治的、経済的、社会的及び文化的に力を持った存在になること。

人口減少社会を迎え、将来にわたって持続可能で活力ある地域社会を維持していくためには、性別に関わらず、個人として尊重され、あらゆる分野で男女がともに参画していくことが必要です。

あらゆる分野で男女がともに意思決定の場に参画していくことは、多様な視点が確保されることにより、誰もが暮らしやすい社会の実現につながります。

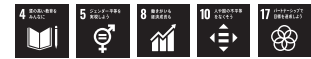
特に、防災・災害対策の分野においては、近年、全国各地で頻発している大規模な自然災害から、男女共同参画の視点の重要性が改めて認識されています。

家庭と仕事が密接で切り離すことが難しい農業・商工業等自営業の分野においても、女性が生産等担い手として重要な役割を果たしていることから、方針決定過程において女性の声を十分に反映させることの重要性が認識されています。

また、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」では、働く場面で活躍したいという希望を持つすべての女性が、その個性と能力を十分に発揮できる社会を実現するために、事業主（国や地方公共団体、民間企業等）に対し、女性の活躍に関する状況の把握・課題分析・行動計画策定・情報公開が義務付けられています。

市行政においては、引き続き、政策・方針決定過程への女性参画を促進し、男女の能力が発揮できるよう機会均等を進め、積極的に女性を登用するよう取り組んでまいります。





重点
目標 5

政策・方針決定過程への女性の参画拡大

(現状と課題)

男女共同参画のまちづくり実現のためには、男女の偏りのない意見や考えが政策・方針決定過程において反映されることが必要です。

そのため、市では、審議会等へ女性委員の積極的な登用を進めるとともに、女性の意識と能力を高めるための支援を行い、その結果、女性委員比率も以前と比較し上昇してきました。しかしながら、前計画に掲げた「審議会等における女性の登用率40%」の目標達成には至っておらず、女性の意見や考えは、その決定過程に十分に反映されているとはいえない状況にあります。

また、本県の企業等における管理職（課長相当職以上）数に占める女性の割合は、15.0%、本市では6.4%となっており低い状況にあります。

さらに、農林業・商工業等自営業に従事する女性は、生産や経営の主要な担い手でありながら、仕事と生活が密接であることや固定的な性別役割分担意識等を反映して、仕事も家庭生活も担っているにも関わらず、方針決定過程への参画は進んでいない状況があります。

農林業・商工業等の自営業において、女性はその貢献に見あう評価を受けるとともに、仕事のみならず家庭・地域でも男女共同参画を進め、対等なパートナーとして経営等に参画することができるようにしていくことが重要です。

加えて、家族経営では生産の場と生活の場が一体となる場合が多く、労働時間や休日等が不明確になりがちです。ゆとりある生活環境づくりに向け、適切な労働時間や休日の確保等、労働条件の整備が課題となっています。

年代や性別を問わず、幅広く市民が政策・方針決定過程へ参画しやすくするための体制の整備を行うためにも、まず、女性の参画を拡大し、女性の意見を活かしていくことが重要です。

計画における数値目標について

指標項目	担当課	現状値 令和3年度	目標値 令和8年度
審議会等における女性の登用率	全課	25.2%	40%
市行政における女性の役付職員（係長以上） 登用率 ※一般行政職	庶務課	23.7%	35%
女性認定農業者の人数	農林課	10人	18人
女性新規就農者の人数	農林課	3人	5人

主な施策

①市の審議会等委員への女性の参画促進

(1)市の審議会等における構成委員の男女比率に配慮した選任	主な担当部署
多様な視点を取り入れるため、市の審議会等において構成委員の男女比率に配慮した選任を行います。	全課
(2)慣例にとらわれない女性委員の選任	主な担当部署
固定的な役割分担意識にとらわれない女性委員の選任を推進します。	全課

②市行政における女性職員登用の推進

(1)女性職員の能力向上のための研修等の充実	主な担当部署
さまざまな行政課題や市民ニーズに対応するため、多様な視点を反映させるよう、女性の行政課題に対する能力を開発する研修の充実を図ります。	庶務課
(2)女性の役付職員（係長以上）への積極的登用	主な担当部署
女性の役付職員（係長以上）への積極的な登用を推進します。	庶務課

③企業等における女性の参画促進

(1)企業向け研修会の情報提供、研修会の開催	主な担当部署
県や関係機関と連携した企業向け研修会の情報提供、研修会を開催します。	総合政策課 商工観光課
(2)役職等への女性の登用を推進するための啓発	主な担当部署
企業等について、組織の方針決定過程での女性の参画促進を進める取り組みを働きかけるとともに、役職等への女性の登用を推進するための啓発を行います。	総合政策課 商工観光課

④農業や商工業等自営業分野における男女共同参画の推進

(1)農業や商工業等自営業における男女共同参画の推進	主な担当部署
農業や商工業等自営業に従事する女性の地位向上を図り、女性の主体性や担い手としての位置づけを正しく認識し、評価する環境づくりを促進します。 また、女性が働きやすい就労環境の改善に向けた取り組み及び、魅力ある農業の創出により、新規参入の促進を図るとともに、起業をめざす人や就農希望者への相談体制、支援体制を充実させます。	農林課 商工観光課
(2)経営や方針決定過程への女性の参画促進と人材育成	主な担当部署
女性が生産や経営等の担い手として重要な役割を果たしていることについて理解の醸成と、主体的な方針決定過程への参画を促します。	農林課 商工観光課

第4章 基本目標ごとの施策の方向

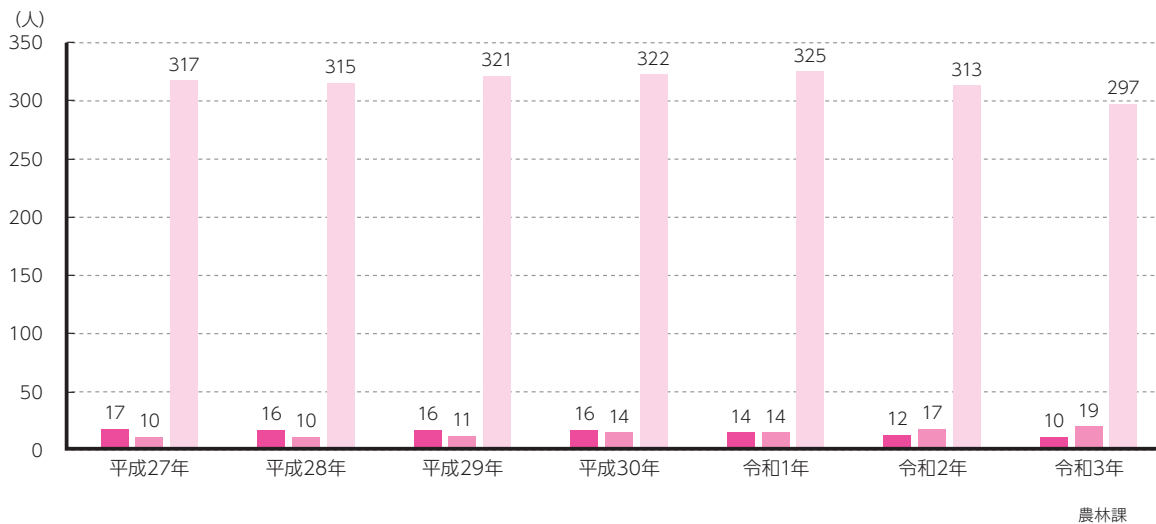
管理職数に占める女性管理職数割合

		役員	部長相当職	課長相当職	小計	係長相当職	計
R3	東根市	14.1%	4.9%	5.5%	6.4%	14.2%	8.9%
R2	山形県	19.5%	10.8%	15.1%	15.0%	25.3%	19.0%
R2	全国	20.3%	8.4%	10.8%	12.4%	18.7%	14.6%

東根市：第3次東根市男女共同参画社会推進計画推進状況把握のためのアンケート調査
 山形県：労働条件等実態調査／全国：雇用均等基本調査

東根市認定農業者の推移

■女性の認定農業者数 ■法人 ■全体



重点目標 6

地域活動における男女共同参画の促進

(現状と課題)

市民意識調査では、仕事以外の地域活動について48.7%の人が「特にしていない」と回答し、地域に関する各役職について引き受けるかどうかについては、自治会の代表は68.6%、PTA・保護者会の役員は52.2%の人が「引き受けない」と回答しました。その理由として一番多かったのは、「責任を果たせるだけの自信がないから」という回答で、22.4%でした。

現在、本市では自治会の代表である区長は、その地域に長く住んでいる高齢男性が引き受けるケースが多く見られます。市内の人口が少ない各地域において、少子高齢化や人口減少は、自治会や町内会をはじめとする地域活動や地域づくりに大きく影響し、自治会活動の担い手の高齢化や確保が困難という課題があり、役員の担い手が非常に少なく、役員の立場からしても後継者が見つからないという状況が起こっています。

持続可能な自治会活動のためには、その担い手については、一部に偏ることなく、男女を問わず幅広い年齢層で構成されるよう、多様化していくことが必要となります。

そのため、依然として存在している、世帯の代表は男性といったような、固定的な性別役割分担意識等を見直し、地域における男女共同参画推進の機運の醸成に取り組み、地域活動や地域づくりに性別に関わらず誰もが参画できる環境整備を促進することが必要です。

また、東日本大震災以降も様々な自然災害が起こっており、災害時は、女性や子供、脆弱な状況にある人々がより多くの影響を受けることが指摘されています。市民意識調査では、防災に関する計画や決定事項へ、男性と女性の双方の参画について必要かどうかに対し、87.4%の人が「必要である」と回答しており、防災・災害復興対策で、男女の性別に配慮して取り組むこととして、67.7%の人が「避難所の設備（男女別トイレ・更衣室・防犯対策）」と答えました。

女性と男性が災害から受ける影響の違いなどに十分に配慮した、男女共同参画の視点からの災害対応が行われることが、防災・減災、災害に強い社会の実現には必要です。そのため、平常時からあらゆる施策の中に、男女共同参画の視点を含めることが重要であるとともに、非常時において、女性に負担が集中したり、困難が深刻化したりしないような配慮が求められています。

計画における数値目標について

指標項目	担当課	現状値 令和3年度	目標値 令和8年度
防災会議における女性委員の構成比率	危機管理室	9.1%	15%
女性消防団員の人数	総務課	5人	8人

第4章 基本目標ごとの施策の方向

主な施策

①地域づくり・自治会・PTA 活動におけるリーダーとしての女性の参画促進

(1)地域社会における女性リーダー、若年層の育成	主な担当部署
地域での交流や活動に性別や年齢にとらわれない多様な視点を取り入れ、だれもが参加しやすい、より活発な活動となるよう啓発を行います。 地域における女性リーダーや若年層の育成を図ります。	総合政策課 生涯学習課
(2)自治会、PTA 活動への女性の参画促進	主な担当部署
性別や年齢等により役割が固定化されることなく、自治会や PTA 活動における意思決定の場へ女性の参画促進の啓発を行います。	総合政策課 管理課

②防災・災害対策の分野における男女共同参画の推進

(1)関係機関、団体との連携や支援の充実	主な担当部署
防災、災害対策の分野における政策・方針決定過程への女性の参画を拡大し、関係機関、団体との平時からの連携や支援を充実します。	危機管理室
(2)多様な視点に立った支援体制の構築	主な担当部署
災害時における男女のニーズの違い等に配慮することができるように女性の視点に立った支援体制を構築します。	危機管理室
(3)防災分野への女性の参画促進	主な担当部署
男女共同参画の視点を取り入れた地域の防災力の向上に向け、防災分野における活動への女性の参画を促進します。	総務課



【東根市 DV 防止基本計画】

重点目標7に掲げている内容は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」（平成13年法律第31号）第2条の3第3項に基づく「市町村基本計画」と位置付けています。本市は、重点目標7を「東根市DV防止基本計画」として、配偶者等に対する暴力の根絶と、被害者の支援を推進します。

DV（ドメスティック・バイオレンス）や性犯罪、ストーカーなどの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。暴力は、自己肯定感や自尊感情を失わせるなど、心への影響も大きく、その後の人生に大きな支障を来す深刻な問題です。被害者の多くが女性であること背景には、男女の性別による固定的な役割分担意識、経済力の格差、男女が置かれている状況の違いなど構造的な問題もあり、女性に対する暴力の根絶に向けて、社会全体で取り組んでいかなければなりません。

さらに、配偶者からの暴力と密接に関連して発生する児童虐待対応との連携協力を強化し、被害者が安心して相談できる相談機関の周知、被害者の自立に向けた支援の充実に努めるとともに、DVを許さない社会づくりや人権尊重、DV防止の普及啓発を推進していきます。

新型コロナウイルス感染症や災害等の非常時においては、外出自粛や自由な行動の制限による、DVリスクの高まりが懸念され、加害者が自宅にいることにより被害者が相談機会を逸失しないよう、見守りを強化する必要があります。

また、男女が互いの身体的性差を十分に理解しあい、人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりを持って生きていくことは、男女共同参画社会の形成にあたって前提となるものです。誰もが生涯にわたって健康的で豊かな生活を送ることができるよう、それぞれのライフステージに適した心身の健康づくりを支援していく必要があります。特に、妊娠・出産期は女性の健康にとって大きな節目であり、地域において安心して安全に子どもを産み育てることができるよう、妊娠・出産期にわたり切れ目のない支援が必要です。

社会の中では、ひとり親家庭や高齢者、障がいのある人、外国人であること等の理由から、生きづらさを感じる状況も多くあります。誰もがいきいきと暮らすために、一人ひとりの個性と能力を尊重したうえで、個々の状態に応じたきめ細かな支援を行うとともに、それぞれの能力を発揮することができる環境の整備に努めます。



**重点
目標 7**

**あらゆる暴力を根絶するための基盤づくり
【東根市 DV 防止基本計画】**

(現状と課題)

市民意識調査では、配偶者・パートナーからの様々な種類の暴力について「されたことがある」という選択肢で最も多かったのは、「大声で怒鳴る、傷つく言葉をいう、殴るふりをしておどす」で14.2%、その後の相談の有無について最も多かったのは、「どこ（だれ）にも相談しなかった」で、37.6%でした。その理由としては、「相談するほどのことでもないと思ったから」が43.7%で最も多く、次いで「自分さえ我慢すれば、なんとかこのままやっていけると思ったから」が36.6%でした。

相談機関のさらなる周知が必要であり、DVに関する正しい認識の浸透を図ることにより、DVの発生予防、被害者自身の早期相談、友人や家族を介した相談・通報につなげていくことが重要です。DVは決して大人だけの問題ではなく、若年層においても交際相手からのDV、いわゆる「デートDV」が発生しています。誰もが被害者・加害者・傍観者にならないために、DVやデートDV、セクシュアル・ハラスメント等の行為は人権侵害であるという認識を広め、男女間のあらゆる暴力の根絶に向け、関係機関と連携し、暴力を許さない社会意識の醸成に向けた取り組みを進めていく必要があります。また、DV被害等を受けた人が安心して生活するための施策として、被害者が孤立することなく、安心して相談できる体制を確保するなど、被害者の立場に立ったきめ細かな対応が求められます。さらに、暴力の影響から回復するための精神的・心理的支援、就業支援など、自立に向けた総合的な支援が必要です。

主な施策

① DVを防止するための意識啓発の推進

(1)男女間の暴力を防ぐための意識啓発の推進	主な担当部署
<p>国、県や関係機関と連携を図りながら「女性に対する暴力をなくす運動」、「男女共同参画週間」、「人権週間」等を通じて、あらゆる年代を対象に女性の人権に関する意識啓発を行い、女性に対する暴力を許さない社会や環境づくりを推進します。</p>	<p>総合政策課 福祉課</p>
(2)いじめや虐待などの暴力を防ぐための意識啓発の推進	主な担当部署
<p>配偶者からの暴力と密接に関連して発生する児童虐待対応との連携協力を強化します。 被害者や加害者を生まないために、若年層を対象とする予防啓発の拡充、教育・学習の充実を図ります。特にコミュニティーサイトやSNS等を通じた性犯罪・性暴力の当事者にならないための教育・学習、啓発活動、メディアリテラシーの向上の充実を図ります。</p>	<p>総合政策課 福祉課 管理課 生涯学習課</p>

② DV 早期発見のための体制整備と連携強化

(1)人権擁護委員や民生児童委員等と連携した情報提供	主な担当部署
人権擁護委員や民生児童委員等をはじめ、関係機関及び各種団体と情報交換を行うなど連絡体制を強化します。	庶務課 福祉課
(2) DV 被害や児童虐待の早期発見に向けた医療機関や学校、相談窓口との連携強化	主な担当部署
医療機関や学校、児童相談所や警察等の関係機関との連携を強化し、DV 被害や児童虐待の早期発見と早期対応に取り組みます。	福祉課 管理課

③ DV 相談体制と被害者の支援体制の充実

(1)相談窓口の周知と相談体制の充実	主な担当部署
相談者に対して適切な情報提供及び助言を行う体制を整備するため、相談員等の研修を充実させるとともに、相談窓口を周知します。 全国共通「DV 相談ナビ」短縮ダイヤル「#8008 (はれれば)」、チャット・メールで相談を行う「DV 相談+ (プラス)」及び最寄りのワンストップ支援センターにつながる「# 8891 (はやくワンストップ)」について、市でも積極的に周知を行います。	総合政策課 福祉課
(2)住民基本台帳における支援措置申出者への適正な事務執行と庁内連携体制の強化	主な担当部署
DV 等被害者を保護するため、住民基本台帳における「DV 等支援措置」についてきめ細かい対応を継続し、必要な措置を講じます。支援措置対象者の情報管理を徹底し、支援対象者の保護に努めます。	全課
(3)被害者の保護と支援体制の充実	主な担当部署
警察や女性相談センター等の関係機関との連携を強化して、DV 被害者の一時保護について適正かつ速やかに対応します。 母子生活支援施設と連携し、心身の回復を図るため、DV 被害者へのケアを充実し、被害者の立場に立って総合的に対応します。	福祉課



重点目標 8

安心して暮らせる環境整備

(現状と課題)

人生100年時代を見据え、生涯にわたる健康の実現に向け、誰もが安心して暮らしていくためには、日々の生活の中で不安を抱えることがないよう環境を整備していくことが重要です。

特に、女性は妊娠・出産や女性特有の更年期疾患を経験する可能性があるなど、男性とは異なる配慮が求められるとともに、女性の就業率の上昇、晩婚化等婚姻をめぐる変化、平均寿命の伸長等に伴う女性の健康に関わる問題の変化に応じた支援が必要です。

中でも、妊娠・出産期は女性の健康にとって大きな節目であり、地域において安心して安全に子どもを産み育てることができるよう、妊娠・出産・子育て期にわたり切れ目のない支援が重要です。

ひとり親家庭は仕事や子育て、教育、家事等、さまざまな課題を抱えやすく、経済的・精神的な負担が重くなる傾向があることから、生活の安定のための支援がより一層必要となります。

また、高齢であること、障がいがあること、外国人であること等の理由で、生活上の困難を抱える人が地域や社会から孤立しやすいという課題があります。誰もがいきいきと暮らせる社会の実現に向け、一人ひとりの個性と能力を尊重したうえで、個人の様々な生き方に沿った支援が必要です。

計画における数値目標について

指標項目	担当課	現状値 令和3年度	目標値 令和8年度
女性（20歳以上）の子宮がん検診の受診率	子育て健康課	(R2)31.9%	50%
女性（40歳以上）の乳がん検診の受診率	子育て健康課	(R2)37.9%	50%

主な施策

①女性が生涯を通じ心身ともに健康に暮らせる生活支援

(1)心と体の健康保持の支援と相談体制の充実	主な担当部署
<p>生涯にわたる男女の健康づくりを支援するため、ライフステージに応じた健康増進、健康教室、健康相談事業を充実します。</p> <p>子宮がん検診・乳がん検診の受診向上に向けた啓発や支援の充実を図ります。</p> <p>家庭・職場等での悩みやストレス、うつ病等の対策として、心の健康づくりに関する知識や重要性についての普及・啓発や、関係機関との連携強化による相談体制の充実を図ります。</p>	子育て健康課

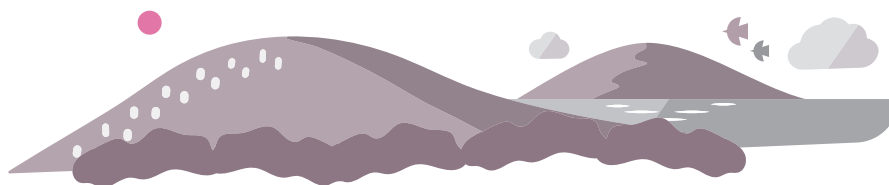
(2)妊娠・出産・子育て期における支援体制の充実	主な担当部署
<p>妊娠・出産での身体への負担に加え、出産、子育てといった精神的な負担を和らげ、また、子どもの健やかな発育を支援するため、関係機関と緊密に連携しながら、妊娠期から出産・子育て期までの切れ目ない支援を行っていきます。</p> <p>「子育て応援新5つ星事業」の取り組みを通して妊娠期から、子育て世代のさらなる経済的負担の軽減や保育の充実を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ☆1 子どもの医療費無料化の実施（高校生まで医療費を無料化） ☆2 おたふくかぜ予防接種の助成 ☆3 小児インフルエンザ予防接種の助成 ☆4 ファミリー・サポート・センター報奨金制度の推進 ☆5 産前・産後ママほっと事業の推進 <p>休日保育、一時保育、病後児保育等を実施し、仕事と育児の両立支援を行い、多様化する保育ニーズに適切に対応していきます。</p>	子育て健康課

②多様な人が安心して暮らせる環境の整備

(1)ひとり親への経済的支援、相談体制の充実	主な担当部署
<p>ひとり親家庭の自立に向けて、医療費をはじめ、子育てや教育等に係る経済的な負担軽減を図ります。</p> <p>経済的・精神的な生活の不安を解消できるよう、「母子父子自立支援員」やひとり親家庭応援センター等の関係機関による相談体制を充実します。</p> <p>ひとり親家庭の母や父が、一時的に家事や育児ができないとき、子どもの預かりや生活をお手伝いする「家庭生活支援員」を県と連携して派遣します。</p> <p>ひとり親世帯の就労を支援し経済的自立を促進するため、公的職業訓練や就業相談員による就業支援、就業情報の提供等を行います。</p>	福祉課 市民課
(2)高齢者や障がい者への支援、相談体制の充実	主な担当部署
<p>不安を抱えている高齢者や障がい者等の相談窓口の充実を図ります。また、関係機関と連携し、介護サービスの必要な方に対して適切なサービス利用の調整等を行います。</p> <p>一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯に対して、地域内の見守りや支え合いなどの必要な支援を行うほか、高齢者の孤立や虐待の未然防止を図るため、地域及び地域包括支援センター等と連携しながら協働による支援を行います。</p> <p>いきいきサロン等の地域での事業を充実させ、高齢者の社会参加活動を促進するとともに、社会的孤立感の解消や閉じこもり防止や認知症予防を図り、安心して暮らせるような支援を行います。</p> <p>健康寿命の延伸や疾病の重症化予防に向けて、健康診査の受診勧奨、介護予防や認知症予防に取り組みます。</p> <p>障がい者の様々な困りごとについて対応する相談体制の充実を図ります。</p> <p>障がい福祉サービス等の充実を図るとともに、支援制度の情報を提供します。</p> <p>一人ひとりの能力と個性を發揮できる社会の実現を目指して、雇用・就労支援を強化し、社会参加ができるよう支援します。</p>	福祉課 子育て健康課

第4章 基本目標ごとの施策の方向

(3)国際理解の推進と在住外国人への支援の充実	主な担当部署
<p>外国人の様々な困りごとについて対応する相談体制の充実を図ります。</p> <p>市内在住外国人が個々の能力や個性を發揮し、安心して地域社会へ参加し、地域住民と交流できるよう、関係機関と連携しながら必要な情報や支援を提供します。</p> <p>国際交流協会等の関係機関と連携し、外国人の日本語学習の機会を拡充し、地域で安心して暮らせるよう支援します。</p>	総合政策課



第5章

計画の推進

計画の推進

1 計画推進体制の整備

男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを一段と加速するためには、新たな計画における広範かつ多岐にわたる取り組みを国や県、地域及び民間が連携して推進するとともに、あらゆる分野において男女共同参画・女性活躍の視点を施策に反映することが重要です。

このため、本計画に基づき行政は推進体制を構築し、積極的に施策を推進していきますが、男女共同参画社会を実現するために克服しなければならないさまざまな問題は、行政の力だけで対応できるものではありません。市民一人ひとりが、男女共同参画の視点を持ち、身近なところから実践し、各種団体・企業等と有機的に連携し、計画を推進します。

(1) 庁内推進体制の充実

担当部署ごとの取り組みを充実するとともに、年度ごとに進捗状況の把握を行い、計画が着実に進行されているかを評価します。

① 東根市男女共同参画推進本部

本部長 副市長

副本部長 教育長

本部長 部長職並びに課長職のうち女性職員

② 東根市男女共同参画推進本部幹事会

幹事長 総合政策課長

副幹事長 生涯学習課長

幹事 庶務課長、子育て健康課長、福祉課長、農林課長、商工観光課長、市民課長、管理課長

③ 東根市男女共同参画計画策定部会

庶務課職員係長、市民課市民係長、子育て健康課母子健康係長、福祉課福祉相談係長、農林課農政係長、商工観光課商工労政係長、管理課総務係長、生涯学習課生涯学習係長

④ 事務局

総合政策課職員

(2) 市民参加による男女共同参画の推進

市民と行政が連携し協力し合って計画を推進することが必要なため、各種団体と連携を図りながら、市民を主体とした男女共同参画社会の推進に努めます。

また、「東根市男女共同参画推進懇談会」において、市民の立場からの調査・検討・提言を行っていただきます。



資料編

男女共同参画社会基本法

**女性の職業生活における
活躍の推進に関する法律**

**配偶者からの暴力の防止及び
被害者の保護等に関する法律**

関係法令

○男女共同参画社会基本法（平成11年6月23日号外法律第78号）

目次

前文

第一章 総則（第一条—第十二条）

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条—第二十条）

第三章 男女共同参画会議（第二十一条—第二十八条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする

男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性

別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

- 2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
- 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
- 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数

の十分の四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法（平成九年法律第七号）は、廃止する。

(経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法（以下「旧審議会設置法」という。）

第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

(総理府設置法の一部改正)

第四条 総理府設置法（昭和二十四年法律第二百二十七号）の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

附 則〔平成十一年七月一六日法律第一〇二号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日〔平成十三年一月六日〕から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 〔略〕

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一～十 〔略〕

十一 男女共同参画審議会

十二～五十八 〔略〕

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則〔平成十一年一月二二日法律第一六〇号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。〔後略〕



○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

(平成27年9月4日号外法律第64号)

目次

- 第一章 総則（第一条－第四条）
- 第二章 基本方針等（第五条・第六条）
- 第三章 事業主行動計画等
 - 第一節 事業主行動計画策定指針（第七条）
 - 第二節 一般事業主行動計画等（第八条－第十八条）
 - 第三節 特定事業主行動計画（第十九条）
 - 第四節 女性の職業選択に資する情報の公表（第二十条・第二十一条）
- 第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置（第二十二条－第二十九条）
- 第五章 雑則（第三十条－第三十三条）
- 第六章 罰則（第三十四条－第三十九条）
- 附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性はその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

(基本原則)

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行

われなければならない。

- 3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第五条第一項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

(基本方針)

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

- 2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向

- 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項

- 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項

- イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項

- ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項

- ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項

- 四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

- 3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

- 5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

- 2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

- 3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十九条第一項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

- 2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。
 - 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
 - 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項
- 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節 一般事業主行動計画等

（一般事業主行動計画の策定等）

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であつて、常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 計画期間
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
 - 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

- 6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。
- 7 一般事業主であつて、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第十条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項及び第十四条第一項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

- 2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

- 一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(基準に適合する認定一般事業主の認定)

第十二条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）第十三条の二に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二十九条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(特例認定一般事業主の特例等)

第十三条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「特例認定一般事業主」という。）については、第八条第一項及び第七項の規定は、適用しない。

2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

(特例認定一般事業主の表示等)

第十四条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 第十条第二項の規定は、前項の表示について準用する。

(特例認定一般事業主の認定の取消し)

第十五条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第十二条の認定を取り消すことができる。

一 第十一条の規定により第九条の認定を取り消すとき。

二 第十二条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。

三 第十三条第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。

四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

五 不正の手段により第十二条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第十六条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であつて、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であつて厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであつて、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があつた場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条第一項、第四十二条の二、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する

法律第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の三の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の三中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十七条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

（一般事業主に対する国の援助）

第十八条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節 特定事業主行動計画

第十九条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

- 5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。
- 7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十条 第八条第一項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- 一 その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
 - 二 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績
- 2 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十一条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- 一 その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
- 二 その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。
- 4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第二十三条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第二十四条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であつて政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

(啓発活動)

第二十五条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第二十六条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第二十七条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第二十二条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第二十二条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- 一 一般事業主の団体又はその連合団体
- 二 学識経験者
- 三 その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第二十八条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、

協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第二十九条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑 則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第三十条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第七項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(公表)

第三十一条 厚生労働大臣は、第二十条第一項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第八条第一項に規定する一般事業主又は第二十条第二項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第八条第七項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(権限の委任)

第三十二条 第八条、第九条、第十一条、第十二条、第十五条、第十六条、第三十条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第三十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰 則

第三十四条 第十六条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十二條第四項の規定に違反して秘密を漏らした者
- 二 第二十八條の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十六条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- 二 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者
- 三 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第三十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十条第二項（第十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者
- 二 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又

は虚偽の報告をした者

三 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

四 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十一条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十四条、第三十六条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十九条 第三十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章（第七条を除く。）、第五章（第二十八条を除く。）及び第六章（第三十条を除く。）の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

(この法律の失効)

第二条 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

2 第二十二条第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十八条の規定（同条に係る罰則を含む。）は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(政令への委任)

第三条 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(社会保険労務士法の一部改正)

第五条 社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

(内閣府設置法の一部改正)

第六条 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

附 則〔平成二九年三月三十一日法律第一四号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中雇用保険法第六十四条の次に一条を加える改正規定及び附則第三十五条の規定
公布の日

二・三 〔略〕

四 〔前略〕附則第二十一条、第二十二条、第二十六条から第二十八条まで及び第三十二条の規定並びに附則第三十三条（次号に掲げる規定を除く。）の規定 平成三十年一月一日

五 〔略〕

(罰則に関する経過措置)

第三十四条 この法律（附則第一条第四号に掲げる規定にあつては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第三十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則〔令和元年六月五日法律第二四号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

〔令和元年一二月政令一七四号により、令和二・六・一から施行〕

一 〔前略〕附則第六条の規定 公布の日

二 第二条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

〔令和元年一二月政令一七四号により、令和四・四・一から施行〕

(罰則に関する経過措置)

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第七条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

○配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

(平成13年4月13日法律第31号)

目次

前文

第一章 総則（第一条・第二条）

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等（第二条の二・第二条の三）

第二章 配偶者暴力相談支援センター等（第三条－第五条）

第三章 被害者の保護（第六条－第九条の二）

第四章 保護命令（第十条－第二十二條）

第五章 雑則（第二十三条－第二十八条）

第五章の二 補則（第二十八条の二）

第六章 罰則（第二十九条・第三十条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようとしている国際社会における取組にも沿うものである。ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

(定義)

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であつて生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援す

ることを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

-
- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
 - 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
 - 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
 - 三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条、第八条の三及び第九条において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
 - 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
 - 五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
 - 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
 - 4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
 - 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。（婦人相談員による相談等）

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

（婦人保護施設における保護）

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

（配偶者からの暴力の発見者による通報等）

第六条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

- 2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。
- 3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。
- 4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。（配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等）

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）、警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視総監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

(保護命令)

第十条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号におい

て同じ。)により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- 一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。
 - 二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。
- 2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。
- 一 面会を要求すること。
 - 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
 - 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
 - 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
 - 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 八 その性的羞（しゆう）恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
- 3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであつて、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につ

きまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

- 4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身边につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。
- 5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

- 2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

一 申立人の住所又は居所の所在地

二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地（保護命令の申立て）

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面で行わなければならない。

一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況

二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいと認めるに足りる申立ての時における事情

三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情

四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情

五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

- ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
- ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
- ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（保護命令の申立てについての決定等）

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視総監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

（即時抗告）

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情がある

ことにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

- 4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
- 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。
(保護命令の取消し)

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあつては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあつては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

- 2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。
- 3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。
(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあつたときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

- 2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一

項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあつては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第百九号）の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑 則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用（次

号に掲げる費用を除く。)

- 二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護（同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）に要する費用
 - 三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
 - 四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他相当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用
- 2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。
- （国の負担及び補助）

- 第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。
- 2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。
- 一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの
 - 二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補 則

（この法律の準用）

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者（第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第十条第一項から第四項まで、第十一条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手
第十条第一項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

第六章 罰 則

第二十九条 保護命令（前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。）に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項（第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

（検討）

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

（民事訴訟費用等に関する法律の一部改正）

第四条 民事訴訟費用等に関する法律（昭和四十六年法律第四十号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

附 則〔平成一六年六月二日法律第六四号〕

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第十条第一項第二号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに

限る。)があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

(検討)

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則〔平成一九年七月一一日法律第一一三号〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

(民事訴訟費用等に関する法律の一部改正)

第三条 民事訴訟費用等に関する法律(昭和四十六年法律第四十号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

附 則〔平成二五年七月三日法律第七二号〕

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(銃砲刀剣類所持等取締法の一部改正)

2 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

(民事訴訟費用等に関する法律の一部改正)

3 民事訴訟費用等に関する法律(昭和四十六年法律第四十号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

附 則〔平成二六年四月二三日法律第二八号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 〔前略〕附則第四条第一項及び第二項、第十四条並びに第十九条の規定 公布の日

二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定 平成二十六年十月一日

三 〔略〕

(政令への委任)

第十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則〔令和元年六月二六日法律第四六号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第四条、第七条第一項及び第八条の規定 公布の日

二・三 〔略〕

(その他の経過措置の政令への委任)

第四条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

〔検討等〕

第八条 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第六条第一項及び第二項の通報の対象となる同条第一項に規定する配偶者からの暴力の形態並びに同法第十条第一項から第四項までの規定による命令の申立てをすることができる同条第一項に規定する被害者の範囲の拡大について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第一条第一項に規定する配偶者からの暴力に係る加害者の地域社会における更生のための指導及び支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。



